

第四回國會議院 人事委員會會議錄 第十二号

(一四〇)

昭和二十三年十二月二十一日(火曜日)

午前零時三十八分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 根本龍太郎君 理事 赤松 勇君

理事 高橋 禎一君 理事 館 俊三君

淺利 三朗君 關内 正一君

坪内 八郎君 中山 マサ君

平島 良一君 福永 一臣君

菊川 忠雄君 島上善五郎君

前田 種男君 松澤 兼人君

米澤 滿亮君 小野 孝君

川崎 秀二君 五坪 茂雄君

長野重石門君 笹森 順造君

平川 篤雄君 水野 實郎君

相馬 助治君 徳田 球一君

出席國務大臣

大藏大臣臨時代理 大屋 晋三君

國務大臣 殖田 俊吉君

農林大臣 周東 英雄君

通信大臣 降旗 徳彌君

出席政府委員

内閣官房長官 佐藤 榮作君

人事官 淺井 清君

人事官 山下 興家君

人事官 上野 陽一君

人事院事務局長 佐藤 朝生君

法制事務局長 岡部 史郎君

法制長官 佐藤 達夫君

大藏事務官 河野 一之君

大藏事務官 平田敬 郎君

大藏事務官 今井 一男君

委員外の出席者

議員 員 北 二郎君

専門員 安倍 三郎君

十二月二十一日

委員吉田安君辭任につき、その補欠として五坪茂雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

政府職員の新給與實施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○角田委員長 これより開会いたします。

本委員會において審査中の昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案は、昨日本院の承諾を得て内閣におきましてこれを修正し、政府職員の新給與實施に関する法律の一部を改正する法律案となりました。

昭和二十三年十二月十九日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長 松岡駒吉殿

十二月三日提出した昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を別紙のとおり修正いたしたく、國會法第五十九條によつて、貴院の承諾を得たい。

昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案修正
昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を別紙のよかに修正する。

政府職員の新給與實施に関する

法律の一部を改正する法律

政府職員の新給與實施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一條から第二十九條までは次のように改め、第三十條を第三十六條とする。

(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、別に法律で定めるものを除き、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條に規定する一般職に属する職員(以下職員という。)に關し、その人事及び給與に關する方針の統一を図るため、昭和二十三年十二月十日附人事院が國會及び内閣に對し勸告した給與計畫を原則的に承認し、これに基き職員の俸給、俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給與實施に關する規程の制定に關する事項を臨時に定めることを目的とする。

2 この法律は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むその他のものを含まない職員の給與の總平均を、月額六千三百七十円とする原則を定めるものである。

3 この法律の規定は、國家公務員法のいかなる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が

國家公務員法又は同法に基き法律の規定に矛盾する場合において

は、その規定は、當然その効力を失う。この法律のすべての規定は、昭和二十五年三月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日)限り、その効力を失う。

4 第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに關する條項に従ひ國會の承認を経て定められるべき職務の分類の計畫であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勸告され、國會によつて制定されるまで、その効力をもち。

(人事院の権限)

第二條 人事院は、この法律の施行に關し、左に掲げる権限を有する。

一 この法律の實施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を發すること。

二 第九條に規定する俸給表の適用範圍を決定すること。

三 職員に對する勸告を國會及び内閣に報告すること、この法律の實施及びその實際の結果に關するすべての事項について調査するとともに、その調査に基

いて調整を命ずること並びに、必要に應じ、この法律の目的達成のため適當と認める勸告を附してその研究調査の結果を國會及び内閣に報告すること。

四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に關し人事院規則を制定し、及び人事院指令を發すること。

五 勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき國會及び内閣に勸告するため、常に全國の各地における生計費の科学的な研究調査を行うこと。

六 新給與實施本部が給與についてなした決定に對する職員の異議の申立てを、人事院の定める手續により、受理し、及びこれを審査すること。

(實施機關)

第三條 この法律の完全な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣の所轄の下に、臨時に新給與實施本部を置く。

第四條 新給與實施本部は、この法律による給與の總合調整及びこの法律においてその権限に屬せしめられた事項に關する事務をつかさどる。

第五條 新給與實施本部には、本部長一人、次長一人及び所要の部員を置く。

2 本部長は、内閣官房長官、次長は、大蔵省給與局長をもつてあてゐる。

3 部員は、各廳において給與事務を担当する職員で内閣總理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じたものをもつてあてゐる。この規定は、いかなる意味においても、これらの職員を、國家公務員法の規定の完全な適用から除外するものではない。

4 本部長は、部務を總理する。

5 次長は、本部長を助けて部務を整理する。

6 部員は、上司の命を受けて部務に従事する。

(給與の支拂)

第六條 この法律に基く給與は、第八條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない。

2 この法律による俸給を基礎とする國庫の收入金又は支拂金に一月未満の端数を生じた場合においては、その端数が五十銭以上のときは、一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。

3 いかなる給與も、法律又は人事院規則に基かずには職員に対して支拂い、又は支給してはならない。

4 公務について生じた実費の弁償は、給與には含まれない。

(俸給)

第七條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務條件を考慮したものでなければならない。

第八條 第九條に規定する別表に定められている俸給表には、すべての職務の級の俸給を含むものとする。

第九條 職員の職務は、十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、新給與実施本部が定める。

2 第十五條の規定による俸給の調整額及び第十八條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。但し、特殊勤務手当で前條の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより、俸給の一部としない。

3 住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給與の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令に基いて支給される場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の職務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行わなければならない職員には適用しない。

一 生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員
二 研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員
三 正規の勤務上へき地に勤務することを要する職員

四 廳舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため廳舎内に居住することを要する職員

第九條 職員の職務は、十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、新給與実施本部が定める。

2 この法律に定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

一 一般俸給表(別表第一)
二 特別俸給表

稅務職員及び經濟調查官級別俸給表(別表第二)
警察職員、海上保安廳の制服職員及び刑務職員級別俸給表(別表第三)

船員級別俸給表(別表第四)
鉄道現業職員級別俸給表(別表第五)

3 前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4 一般俸給表は、特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十八條に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

第十條 職員の新俸給額は、昭和二十四年一月一日現在の俸給の月額(その月額は、昭和二十四年一月一日現在において、改正前のこの法律並びにこれに基く政令及び規則の規定に従い、再計算せらるべきものとする。)に對應する別表第六に掲げる新俸給額とする。昭和二十四年一月一日現在における職員の俸給の月額が別表第六のいずれの号俸にも該当しない場合に

は、直近号俸をもつてその職員の新俸給額とする。但し、二つの号俸の俸給額のいずれにもひとしく近い場合には、直近上位の号俸をもつてその職員の俸給額とする。

2 前項の規定によつて職員が第九條の規定による俸給表の適用を受ける場合においても、その属する職務の級は、変更されない。

3 職員の新俸給が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級に相當する俸給の幅の最高額をこえる場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給を支拂うものとする。

4 前項に規定する新俸給額を受けるときは、職員が同一の職務の級にある間は、昇給することはない。

第十一條 前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。

2 前項の格付は、第七條の規定の趣旨に基き、新給與実施本部長が行う。

第十二條 衆議院議長、參議院議長、内閣總理大臣、法務總長、各省大臣、最高裁判所長官、會計検査院長若しくは人事院總裁(以下各職の長という。)又は各廳の長の委任を受けた者は、この法律の公布とともに、新給與実施本部長の定めるところに従い、職員が選くともこの法律の公布された月の翌月二十五日までこれに基いて俸給の支給を受けるように、この法律を適用しなければならない。

第十三條 新たに職員となつた場合は、直近号俸をもつてその職員の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに關する人事院規則が制定施行される日までは政令で定める。

第十四條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第百九十二号)又は國會職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十五條の規定による國會職員給與規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。

(俸給の調整額)

第十五條 人事院は、第九條に規定する俸給表の額が左の各号に規定する特殊の官職に対して適當でないときと認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給表に掲げられてゐる俸給額につき適正な調整額表を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれてゐる場合においては、その官職をこの法律に規定する俸給表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定によつて調整することはできない。

一 その職務及び責任の度がこの法律に規定する俸給表のある級に相當する場合において、同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所に比してへき遠

又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二 同一級の官職に通常含まれていない労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかるとする官職

2 前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。

3 人事院は、教育職員その他特殊な職務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、これらの職員の俸給表その他これに関する事項につき必要と認める勧告を国会及び内閣に同時にしなければならぬ。

(扶養手当)

第十六條 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2 扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)。

二 満十八歳未満の子及び孫

三 満六十歳以上の父母及び祖父

四 満十八歳未満の弟妹

五 不具養者

3 扶養手当の月額額は、前項第一号に該当する扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までに該当する扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人

については六百円とする。

(勤務地手当)

第十七條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対し支給する。

2 勤務地手当の月額額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3 勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

(特殊勤務手当)

第十八條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ、又は第十五條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号)又は国会議員法第二十五條の規定による国会議員給與規程の定めるところによる。

(一週間の勤務時間)

第十九條 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十八時間を下り四十八時間をこえない。範囲内において、人事院規則で定める。

2 各廳の長は、その官廳の特殊の必要に應ずるため、人事院の承認を経て、一週間について四十八時間を下り四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定めた勤務時間を変更し、又は延長することができる。

3 前二項の勤務時間は、特に支障のない限り、月曜日から土曜日まで六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。

とする。但し、各廳の長は、特殊の職務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、勤務を要しない日を別に定めることができる。

(給與の減額)

第二十條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

(超過勤務手当)

第二十一條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第二十四條に規定する一時間当りの給與額に左の割合を乗じた額に相当する金額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間をこえて実働一日八時間になるまでの部分 百分の百

二 実働一日八時間をこえる部分 百分の百二十五

但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百五十

(休日給)

第二十二條 職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給與を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務したすべての時間に対して第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3 前二項において「休日」とは、國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日をいう。

(夜勤手当)

第二十三條 正規の勤務時間において、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務したすべての時間に対して第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(勤務一時間当りの給與額の算出)

第二十四條 前四條に規定する勤務一時間当りの給與額は、俸給及び勤務地手当の月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたものを除した額とする。

(俸給の更正決定)

第二十五條 新給與実施本部長は、各廳の長又はその委任を受けた者が第二條の規定により決定した職員が第九條又は第十條の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し、又はその俸給の更正を命ずることができる。

(審査の請求)

第二十六條 第十條の規定による俸給の決定(前條の規定による俸給の更正決定を含む)に關して苦情のある職員は、新給與実施本部長

に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、前條に準じて、これに關する決定をなし、これを本人及び関係各廳に通知しなければならない。

第二十七條 前條第二項の決定に關して苦情のある職員は、人事院に異議の申立をなし、その決定を求めることができる。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは、「人事院」と、「関係各廳」とあるのは、「新給與実施本部長及び関係各廳」と読み替へるものとする。

(非常勤務員の給與)

第二十八條 委員、顧問若しくは參與の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員については、勤務一日につき千円をこえない範囲内において、各廳の長が新給與実施本部長の承認を得て手当を支給することができる。これらの職員には、他のいかなる給與も支給しない。

(給與の額及び割合の検討)

第二十九條 國會は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基づき、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総務省統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正

別表第三

警察職員、海上保安廳の制服職員及び刑務職員級別俸給表

職務の級	俸給	月額
一 級	一 号	二 号
二 級	三 号	四 号
三 級	五 号	六 号
四 級	七 号	八 号
五 級	九 号	十 号
六 級	十一 号	十二 号
七 級	十三 号	十四 号
八 級	十五 号	十六 号
九 級	十七 号	十八 号
十 級	十九 号	二十 号
十一 級	二十一 号	二十二 号
十二 級	二十三 号	二十四 号

別表第四

船員級別俸給表

職務の級	俸給	月額
一 級	一 号	二 号
二 級	三 号	四 号
三 級	五 号	六 号
四 級	七 号	八 号
五 級	九 号	十 号
六 級	十一 号	十二 号
七 級	十三 号	十四 号
八 級	十五 号	十六 号
九 級	十七 号	十八 号
十 級	十九 号	二十 号
十一 級	二十一 号	二十二 号
十二 級	二十三 号	二十四 号

別表第五

鉄道現業職員級別俸給表

職務の級	俸給	月額
一 級	一 号	二 号
二 級	三 号	四 号
三 級	五 号	六 号
四 級	七 号	八 号
五 級	九 号	十 号
六 級	十一 号	十二 号
七 級	十三 号	十四 号
八 級	十五 号	十六 号
九 級	十七 号	十八 号
十 級	十九 号	二十 号
十一 級	二十一 号	二十二 号
十二 級	二十三 号	二十四 号

別表第六

俸給の新旧切替表

職務の級	俸給	月額
一 級	一 号	二 号
二 級	三 号	四 号
三 級	五 号	六 号
四 級	七 号	八 号
五 級	九 号	十 号
六 級	十一 号	十二 号
七 級	十三 号	十四 号
八 級	十五 号	十六 号
九 級	十七 号	十八 号
十 級	十九 号	二十 号
十一 級	二十一 号	二十二 号
十二 級	二十三 号	二十四 号

職務の級	俸給	月額
一 級	一 号	二 号
二 級	三 号	四 号
三 級	五 号	六 号
四 級	七 号	八 号
五 級	九 号	十 号
六 級	十一 号	十二 号
七 級	十三 号	十四 号
八 級	十五 号	十六 号
九 級	十七 号	十八 号
十 級	十九 号	二十 号
十一 級	二十一 号	二十二 号
十二 級	二十三 号	二十四 号

会の承認をここでとるということであらうと思ひます。

○徳田委員 よろしい。しからば言ひけれども、あなた方はそういうことをすけ／＼言つて、いかにもくつを通そうとするけれども、それは十分に人間が食ふことを保障してからのことだ。あなた方はこれによつて保障されますか。

○淺井政府委員 徳田さんの御意見は、失礼ながら非常に飛躍していると思ひます。すけ／＼と仰せられますけれども、正しいことはすけ／＼と申すよりほかはございません。

○徳田委員 一人人間というものは食ふことが確かでなくて、食えない状態においては必ず大きな危険に際会するものなんだ。行政を担当する者が食えないならば、行政が暴走するのはあたりまえだ。現在の官僚制度の腐敗の最大の原因は、やはり食えないということにある。マツカーサー司令官の手紙によつても生活を保障すると書いてある。これが第一前提になり、この給與法案が出てくる。この給與法案で食えるということを保障するために、諸君は努力しなければならぬはずだ。

そこでこの現物給與に關しても、實際止この現物給與で助かつてゐる。やつとどうにかここに補ひをつけてゐる。實際あなた方はこれで食えますか。そういうときにあたつてあなた方はこの法令をつくつて、この現物給與をすべてこの六千三百円の中から引くと書いてある。これを緩和するためにこの但書を書いてあるのではありませんか。實際この但書でどれだけ緩和されるか。實際この予算並びに法律においてどれだけ規定されておるか。この額

はどれだけかということ、ちゃんとあなたは数えるだけの基礎をもつて、初めてこの給與法案が、当面の生活に實際適合しておるかどうかがわかる。あなたは抽象論を言つてはだめだ。

○淺井政府委員 食えないからこゝろわれは非常に努力して、この三千七百円ベースを六千三百円まで引上げることにして、皆様の御意見を懇請したわけでございます。この努力をお認めにならなくて、せつせん三つの現物給與におとられになつておるといふことは、私は了解できません。

○徳田委員 あなたは六千三百円で努力したと言ひけれども、今も言う通りこれは労働強化されてゐるので、まだ今非給與局長は返事しないけれども、これは五千二百円にしかならない。この労働強化されておることからすれば、六千三百七円で、あなたの方は政府の給與案よりよけい努力してゐると言ひけれども、努力するどころかこれは百円少くなつておる。そういうことをしておきながら、これが何であるかと言へば、労働時間の強化になる。そこでわれ／＼はこの労働時間の強化といふような不始末を來してゐるのだから、さらにこれは現物給與がどれだけでどうなるかといふことを聞きたい。あなたはそういうことはわれ／＼努力してゐると言ひが、これは労働者の方にはみな納得できませんよ。もつと親切に言わなければいけません。この給與でもつて、實際の賃金の上にさらに現物給與が平均どれくらい来る、だから生活にはそれだけ寄附するところがあるといふことを示してもらわなければ、これは承知できるものじゃない。りくつを言ひんじやないのです。具体的

活の實際を言ひのです。そうじやないと労働者はわからない。それを言ひなさい。

○淺井政府委員 これ以上何も申し上げることはありません。要するに私は國會多数の御意思でしかるべく御決定願ひたいと思ひます。

○館委員 關連して人事院總裁に伺ひたいと思ひますことは、私は考え違ひをしておりました。それは、但し予算または法令に基いて支給される場合はこの限りでない、こゝういふ項目はもとになかつた。それがはいつた。そこで野黨が修正してこの項目を入れたといふことは、こゝういふ印象を修正した野黨が持つておつたのではないか。それは前段にあるところの現物給與をこゝうとられては困るので、そこで予算または法令に基いた場合には、給料から差引かない、こゝういふふうに解釈しておつた。ところが今總裁の話を聞きますと、考え違ひをしておつたのはそこなんです。この法令または予算に基いてといふことになると、國會が法令または予算に基いてきめたときには、こゝういふ差引をしないことができるといふことであるのです。現在予算または法令に基いてあるものがあるかどうか。すでに予算または法令に基いて、これはくれるべきものであるときめてあるものが現在あるかどうか。ないといふればこれからこゝういふ予算または法令できめるときには差引かないとなるのか。現在こゝういふものが既定の事実として存在しておるかどうか。この点を承りたい。

○淺井政府委員 現在私その詳細は存じませんが、それは最初に御発言のありました通りでよろしいと思つております。

○館委員 そろそろと、人事院總裁は、現在予算または法令に基いて、給料から削除されるべき性質のものがあるかないかといふことは御存じないのですか。

○淺井政府委員 私ちよつとただいまそのことを存じませんから……。

○館委員 そこで今徳田君の言つたことをもう一べん繰返すようでありますけれども、住宅、宿舍あるいは食事、制服、こゝういふものを幾らの金に見積つて六千三百七円から引くかといふことも、これから先のことですか。

○淺井政府委員 給與局長からお答え申し上げます。

○今井政府委員 その前に先ほど徳田委員のおつしやいましたことを私概略で申しましたが、少し計算をいたしましたので申し上げます。六千三百七円の時間を五千三百三十円ベースに引直しますと六千八百七円に相なります。この計算の内訳はただいまの時間が三三・六%に當るところの官廳勤務時間を四十時間に延ばし、その他のものは現狀通り、こゝういふものと……。

五といふ時間に相なります。三・六五だけふえますので、それで割りますと六千八百七円といふことに相なります。

それから館委員のただいまのお話でございしますが、この規定は現在やはり法令及び予算に基かない現物給與といふものは私はないと思ひます。従いまして實際には差引くものはないと思ひます。ただそうすると一体この規定は意味をなさぬじやないか、一應こゝういふことに相なるかもしれせん。しか

しそれは私は誤解だらうと思ひます。と申しますのは、今まで各自思ひ／＼あるいはま／＼に行つておりましたものが、先ほど人事院總裁がお話になりましたように、こゝういふ現物給與をもらつておる。それが各首／＼の分がこれによつて表面に出る。こゝういふ形に相なることが、この立法の一番大きなねらいだと思ひます。差引くといふことは全然この中に含まれてありません。

○徳田委員 そろそろと今までもらつたものはもらえるように、この法律は保障してゐるといふわけですか。

○今井政府委員 この但書は全然保障されております。

○徳田委員 確かですね。間違ひないですね。

○今井政府委員 はあ。

○徳田委員 これは大事だから確かめておかぬといふへんです。それから從來労働者が八時間になりましたから超過勤務手当はずつと減る。それからこの計算ですと深夜手当、勤務手当も大分減りますね。もと／＼團體協約によつて深夜のときには五〇%増であつたはずである。今度は一五%になりますから、これも大分減るわけだ。そうするとこの超過勤務手当と深夜業の勤務手当は、この新法令によつて現在の実際高に對してどれくらい減りますか。計算しておられますか。

○今井政府委員 御承知の通り今度ベイスが上りますので、基礎の計算がかなり大きくなります。従いまして超過勤務手当の金額はせい／＼減つて二、三割くらいしか減らない。こゝういふ推定をいたしております。それから深夜勤務手当につきましても、その点は一

五〇とつておりますのは國鉄だけでございませう。労働協約で……。あとののはやはり労働基準法通りのものが大部分でございませう。この影響もむしろそれより少い。こう観測しております。

○徳田委員 それは現在とつておるものよりも二、三割少くなるというのですね。それで現在よりは労働賃金が上るのだから、その基準が上つてなお少くなるというのでは、これはたいへんな差額じゃないですか。基準が上ればやはり超過勤務手当も、夜勤手当も、それだけふえて行かなければならないはずである。それが現在の取り高よりも二、三割減るというのでは、これはたいへんな減り方だ。そうすると全体からの實際上の賃金の値上げというものは、非常に割引しなければならぬ。ことに現在では普通の勤務手当では食えぬ。これで労働を強化せられるとたいへんです。みんな副業をしなればならぬ。この副業時間がこれだけ減らされておつて、しかも超過勤務手当がこんなに減るというに至つては、これは一大打撃と思うがどうか、どれくらいの勘定にあなた方はこの打撃を見ておるか。

○今井政府委員 超過勤務手当は、政府全職員につきましては一週に六時間四分の一程度しか見積つてございませう。従いましてはむろん人によりましては、非常に超過時間の長い方もおられますけれども、全体を平均いたしますと、その程度でございませう。但し人によつて違いますので、一週間の勤務時間が四時間になりまして、やはりオーバー・タイムする人が残るであらうといふことは十分想像されます。従いまして先ほど申し上げますように、

ベースが実質的に六千八百七十円ばかりに上りますと、その今までの勤務時間に対する報酬額が、当初の案であります五千三百四十円よりも、それだけ、一割以上上りますので、現在の三千七百九十一円ベースに対しますれば、実質賃金におきましては、その分を込めまして、今年の一月あたりには比べますと、四〇%以上の増加に相なる。こゝういふ計算が出て参ります。

○徳田委員 それはなるほど、それだけ上げれば、何とかかんとかしてそうなりませう。しかしながら実際は、労働者の要求する手取七千三百円から見れば、これはとんでもない給與になる。しかもこゝういふように労働時間を強化し、いろいろな点で勤務手当や超過勤務手当でも割合がずつと減るために、実際上は賃金の定め方が非常に低率になる。物價や生活費の上つておるものからすれば非常に低率になる。政府はこゝういふやり方で実際に労働者が生きて行けると思ふかどうか。ここでもまたあなた方は二割だの三割だの首切りすると言ふ。これはあとの議論として、実際これだけのもの労働者が十分食つて行けると思ふかどうか。この点について今井給與局長からもう一ぺんお伺いしたい。

○今井政府委員 食える食えないといふことは、定義の概念が非常にむづかしいのでございませう。私何とも答えできませんが、國民の消費水準から考えますと、その消費水準の線に達しているものと判定いたします。

○徳田委員 そうすると、現在の國民の消費水準は、あなた方の勘定では大體水準というのですか。

○今井政府委員 御承知の総理統計

局で最近始めましたFISによりまして、収入が出ておりますが、そういうものを基礎にして判定いたしますと、水準に達していると思ひます。

○徳田委員 そうすると、一人当り一箇月平均一体どれくらいの生活費になりますか。

○角田委員長 政府委員の方でちよつと調べ中なすから、この際高橋君に発言を許します。

○高橋(補)委員 政府提出の案によりまして、第三十條に罰則の規定があるものであります。ということになりますと、事檢察權運用に關することが問題になるわけでありませう。法務總裁は先般の本會議場において、檢察權運用に關する根本方針をお述べになりました。そのお述べになりました点については、私も共感いたすものが多々あつたのであります。それで、ここでお尋ねいたしたいのは、檢察權の運用は嚴正公平になさる御意思があるかどうかといふことであります。それに關連いたしまして、やはり先般本議場で質問いたしました吉田総理の事件が、御存じのように現われてゐるのであります。あの問題は、私の見解をもつてすれば、きわめて悪質重要な被疑事件であると考へておるのであります。檢察廳においてはこの事件の捜査にすでに御着手になったのであるかどうか、おそれるが、その点をはつきりお伺いしたいのであります。もしも捜査に着手しておられないといふことであれば、おおよそいづごろ捜査に着手されるのであるかどうか。新聞の記事によりますと、同僚議員の猪俣君から告発状を提出しているといふことであります。

すが、その事実の有無、告発状が出てゐるということになりますれば、それはやはりすみやかに告発状に基いてお取調べあつてしかるべきと思ふのであります。その点はいかがであるかといふこと、これははたして檢察權の運用を嚴正公平になさるかどうかといふことを知る私には、大いに資料になるわけでありませうから、その点について明確なる御答弁をお伺いしたいと思ふのであります。

〔給與法案に關係がない〕と呼びその他発言する者あり

○角田委員長 この際委員諸君に御注意申し上げませう。本給與法案に關係のない質問は御遠慮願ひます。

○高橋(補)委員 刑罰はこの法案にちやんと載つてゐる。この刑罰權の運用に關する根本問題は、この席において明らかになつておかなければ、この案の審議をいたすことができないではありませうか。それは必要であるか必要でないかといふことは、委員各自の見解の相違によるものでありまして、私は断じてこれは明らかにさるべきものであると確信いたしております。

○猪俣國務大臣 高橋さんの御質問にお答えいたします。猪俣議員が告発をいたしております。従つてただちに取調べに着手しております。

○高橋(補)委員 総理を被疑者としてお取調べに相なつてゐるというふうに了解いたしたのであります。その通り相違ありませんかどうか、はつきり御答弁をお願いいたします。

○猪俣國務大臣 まだ被疑者になつてゐるかどうかは申し上げられせん。

○高橋(補)委員 告発状に基いてお取調べになつてゐることは、やはり

り告発状に吉田総理を被疑者としてしたためであります以上、被告発人として明らかにされてゐる以上、その事件をお取調べになるということは、吉田総理を被疑者として取調べてゐるということに当然なると思ふので、それ以外に何かそこに別な見解を入れる余地があるのですかどうか、はつきりお伺いいたします。

○猪俣國務大臣 告発が出ましたから、それにつきまして取調べをいたしております。

○高橋(補)委員 被疑者です。それではなお若干關連いたしてお尋ねいたしますが……〔關係がない〕と呼ぶ者あり〕明瞭に關係がある。

○角田委員長 給與法案に關係のないものは……。

○高橋(補)委員 第三十條に關係がある。給與法案の第三十條に「給與を支拂ひ、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行爲を故意に容認した者は」云々という規定がある。この場合給與の支拂をなす主体といふのはだれなんですか。あるいはまたその支拂を拒み得る立場にある人があるとなれば、その主体はだれであるか、その点を明らかにしていただきたい。

○猪俣國務大臣 詳細にわたりますので、政府委員をして答弁させます。

○河野(一)政府委員 それは支出官であります。

○高橋(補)委員 これは支拂をなした者及び支拂を拒んだ者いづれも支出官、そゝういふ御趣旨でございませうか。

○河野(一)政府委員 さうであります。

○高橋(補)委員 責任者はその支出官だけであつて、その行爲を容認した者

は云々というその容認者の範囲をひとつ……。

○河野(一)政府委員 行爲を容認した者と申しますのは、そのときの情勢によつて違ひます。支出官の下に分任支出官といふものがござりますが、分任支出官も支出官の一部であります。その者が支拂つた場合において、これを容認した者といふのは、その上の支出官であることもあります。また支出官自身の行爲について、これを監督する上長長官が容認するということもございます。その情勢次第によつていろいろ違ひと思ひます。

○高橋(一)委員 この給與の支拂には、期日がきまつてゐる。それよりも若干でもおくれたというようなどときには、この法規の運用についてどのように取扱われまうか。

○河野(一)政府委員 時と場合によつて、情勢の判断によつて適当に決定すべきものと考へております。

○高橋(一)委員 情勢の判断ということは、私は理解できないのですが、要するに支拂をなすべき日がきまつてゐるわけですから、もしもそれが一日でもおくれれば、この法律、あるいは人事院規則、あるいは人事院指令に基いて、その規定に違反して給與を支拂いしなかつたものということになるのではないかと思ひますが、その点いかがですか。

○佐藤(一)政府委員 ただいま主計局長からお答えいたしました通りに、また高橋委員も多年の御経験によつて御承知の通りに、事柄の具体性は、結局そのとき々の実情によることと存じます。期日におくれた。それが故意に、悪意をもつて期日をおくらしたと

いうようなことがありますれば、十分問題になり得るというところは申し得ると思ひます。

○高橋(一)委員 ただいま故意にというお話がございましたが、その故意といふのは、犯罪事実を知つてゐるという意味ですか、それとも悪意という意図ですか、そこはどうですか。

○佐藤(一)政府委員 悪意の場合には、問題になる可能性があると思ひます。

○高橋(一)委員 たとえばこの事件の検査をいたしまして、起訴いたしました。そうしてそれがまつたく誤れる捜査であり、誤れる起訴であつたために一審においても、二審においても、三審においても、まつたくとるに足らない事件として無罪の判決が下つた。そういう場合において法務総裁は、検事についての責任をいかにお考えになるか、その点を明らかにしてもらひたい。

○殖田國務大臣 それは裁判の結果でありまして、裁判の結果によつて検事の責任は、検事が誠意をもつて、忠実にその職務を執行したか否かにかゝるのであります。

○高橋(一)委員 もしそれが故意にやれば犯罪になります。犯罪にはならぬけれども、職務上非常な重大なる過失があり、また非常に怠慢なるがゆゑに行われたあやまちというふうな場合には、それを不問に付するということ、それは、少くとも國家公務員法が、怠慢なる官吏はこれを懲罰にする、あるいはまた非常な無能力の公務員は、これをまた適当に処分するといふ建前から見ておる公務員法の精神から参りますと、検事の場合に限つて、犯罪にな

る場合にはその責任を問うけれども、しからざる場合には、いささかも責任を問わない。それは裁判の結果によつて、裁判が自由には決定したものであつて、検事のあずかり知らないところである。こういうふうなことは許されなかつたのであります。その点はいかがでしよう。

○殖田國務大臣 ただいま私の申し上げましたところも、高橋さんのお尋ねのところも同じだと思ひます。私は刑罰責任はないけれども、しかしながら検事が怠慢であり、あるいは重大なる過失があるならば、それは行政上の責任は負ふべきだと思ひます。

○高橋(一)委員 その場合に責任を負うのは、いわゆる検事一体の原則からいたしまして、ひとり捜査の検事だけに責任を負ふべきものではないと思ひます。捜査の検事が、起訴の検事が、公判に立会つた検事が、あるいは監督官たる検事正が、検事長が、検事総長、あるいは法務総裁が、それらが全体的に、すべての立場にある人が責任を負ふべきであると思ひます。でありますか、その点はいかがでしようか。

○殖田國務大臣 全体に責任はあるかもしれませんが、それはおの／＼輕重があり、個々別々の場合において、考へは各種各様であると思ひます。

○高橋(一)委員 その各種各様の各責任がいずれにありやということを決定なさるの、どなたがなさるのであるか。

○殖田國務大臣 それは最後は各自の誠意にありましようけれども、行政の組織といたしましては、まず法務総裁が各段階におきまして、最低の検事は

その上の長、その上の長、こういうふうな段階的に監督をして行くべきものと思ひます。

○高橋(一)委員 法務総裁に責任があるかどうかというところは、だれが決定するのであるか。

○殖田國務大臣 それは内閣總理大臣が決定するのであります。

○高橋(一)委員 はい、わかりました。検事がいくら責任を負われても、一たび誤つて起訴されたものは、たいへんな被害を受けるわけですね。そのときにはまつたく死刑に等しき被害を受けるわけでありまして、それらの救済について相当考へておらなければならぬと思ひます。私には誤れる検査が行われないうちに、法務総裁は十分に指導し、監督されなければならぬと思ひます。監督されなければならぬと思ひます。指導監督についての法務総裁の根本的理念、理想を承りたいのであります。

○殖田國務大臣 法務総裁は誠心誠意、全力を盡して監督の任に當ります。

○小野委員 官房長官に、行政整理の問題について一言だけ伺ひたいと思ひます。先ほどの質問と重複の点があるかもしれませんが、御了承願ひたいと思ひます。先ほどの御答弁の中に、行政整理が、行政整理に關しては立案計画ができる仕組になつてゐるという御答弁がございましたが、立案計画ではなしに、行政整理を實際行うには、退職金の支給問題もあるだるうし、これらの問題について立法的措置を必要とすると思はれるが、官房長官の御見解を伺ひたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 退職金の問題につきましては、すでに各省に退職金の支給規定がございます。問題は、その時期を画しての行政整理のような場合に、それがどういふふうに取り扱われるかというお尋ねだらうと思ひます。

○高橋(一)委員 退職金の支給規定をつくるという考えまでは相なつておらないのであります。もちろん必要があればつくらなければならぬと思ひます。

○小野委員 先ほどもちよつと質問の中に出了たのであります。この給與法改正にあつては、行政整理の問題が問題となつたことは、今まではほとんどたれしも知つており、常識になつております。その際政府は本法に規定しないでも、政府の責任において、他のしかるべき措置を講ずるということ、關係方面に申したと傳へられてゐるのであります。そのことは、立法上の措置をなすという意味であつたかどうか。もう一べんはつきりお聞きしておきたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 先ほどお答えいたしましたごとく、立法的措置をするというふうなお話をしたのではないのであります。

○小野委員 念のため伺ひします。が、そうしますと、本國會にはその問題に關連した他の法律案その他が、政府によつて提案されるということはありませんか。

○佐藤(一)政府委員 ただいまのところさうなことを考へておりません。

○菊川委員 私立大蔵大臣にお尋ねいたしますが、先ほど本會議におきまして、政府の修正案を國會において承

諸するかいなかというふうな手続上の議論の際に、わざ／＼御丁寧に、政府案の方が野党修正案よりもいくらか歩がよいというふうな数字的な御説明をなさつて、政府案を大いに宣傳なさつたのであります。そこで私あらためてお尋ねいたしますが、政府案が全体を通じて有利だとおつしやる数字的な根拠を、もう一ぺん責任をもつて御説明願いたいと思ひます。

○大屋國務大臣 政府委員よりお答えいたします。

「大蔵大臣、答弁しろ」と呼び、その他発言する者あり」

○大屋國務大臣 それではお答えいたします。私は十二月分の給與について、いわゆる野党案というものを拜見しておらぬのですが、政府案の方が十二月二百八十円多いということを上げたので、全体を通じてということ

は私は申し上げてないのであります。○菊川委員 それではあなたにお尋ねいたしますが、大蔵大臣は、この政府案をここに提出なさるにあつて、その予算分がどれだけの額かということについて御見当をお持ちにならないで、この案を提出しておられる。従つてただ年内だけに二百八十円多い、そのことをただ人から聞いて、それを國会の席上においてお尋ねがえしに言われる、こういうトーキー的な機械の役目しかできないのが大蔵大臣である。その根拠をお示し願ひたいと思ひます。

○大屋國務大臣 大蔵大臣はトーキーじやありません。この給與は御承知の通り総額の二百六十二億という範圍でまかなひまして、そうしていわゆる政府案は一月一日からこれを各月に分割

いたしましたして、特に十二月の手取りをなるべく多くしてやるという方針で編まれたのでございまして、このやり方が最も適切であるという信念のもとに修正案を出したのであります。

○菊川委員 何ら数字的な根拠は示すことができないで、そうして信念だけを持つておる。実に大した信念で感服するばかりです。そこで私はこれ以上大蔵大臣にお尋ねをしても、このことは大蔵大臣には荷に負えないことと思ひますから、敬遠をいたします。そこでなだでもよろしうございしますから、どうか大蔵大臣にかつて明確に御説明を願ひたい。

○大屋國務大臣 政府委員をして答弁いたさせます。

○今井政府委員 途中でございしますけれども、徳田委員の先ほどの御質問にお答え申し上げます。九月のFIS、CPSを対照することが一番適當と思ひます。すなわちFISとCPSとは計算の基礎が違つておりますので、この基礎を人数別に調整いたしますと、最も最近であります十月分、生計費の方のCPSの平均で四・六人に直しまして、九月百七十七円、これに對

しましてFISの方の勤労者の収入が、実収入におきまして九千六百二十七円、とん／＼ぐらゐのところをちよ／＼と行つております。これはきわめて最近のものでございしますので、この数字だけとりあえず御披露しておきま

す。

○徳田委員 それではわからぬ。そういうことを主張するからみなごまかしになる。こういう計算は大体わからぬように、ごちゃ／＼にするのが政府の常套手段である。實際この賃金でもつ

て、一箇月一人当たりどれだけであつた方はいくらも。これを聞きたいのだ。そうすれば食つておるものとかつきり合せれば、食えるか食えぬか、すぐわかる。やれCISだ、FISだとやつて始終ごまかしで、それでいつも給與問題では政府はいひ加減なことをやる。それではいかぬ。そんなことはよけいなことだ。今はどれだけ現金をとつて、どれだけ、どう食つてゐるか、それを言ひなさい。そうすればだれでもわかる。しろうとがわかるようにしなければ、りくつづいことをいくら言つても、それはみなごまかしだと私は信ずる。

「菊川君が質問中じやないか」と呼び、その他発言する者多し」

○角田委員 長 私語を禁じます。今井政府委員。

○今井政府委員 菊川委員の御質問でございしますが、政府案は一月、二月分の所得の中から繰上げまして、十二月に支給することに相なつております。十二月におきましての繰上げ分に対する年末調整額が、明年の十二月に延期されます關係から、實際の手取りが五千九百五十九円と相なりまして、その意味におきまして、六千三百七円を本年もらいますよりは、十二月の取得としては手取り二百八十円ある、こういうことを大蔵大臣が申し上げたのであります。しかしながら三党の考へておられる修正案というものを洩れ承りますと、一月、二月におきまして、五千二百四何円がし、こいつた給與が支給されるというふうな予定に相なつておるものであります。そういたしますと、四箇月間を通じては、二十八円の差にしか相ならない。二十何円

だけ手取りがその案の方が多くなる。ただ政府案によります年末調整の方法が、実はいつもやる方法で、平均額をもつてこれをはいております。しかしながらこれを正確に申し上げますと、この年末調整の額は、超過累進になりまして、平均額ではじきます金額よりは、實際の金額は過重累進の關係からふえることは明瞭であります。これを厳格にやります際には、各税率別にこまかな計算が必要と相なります。そうなりますと、相当ふえるだろうと思ひます。私、ただいま、ここに数字を持つておりませんが、その数字を加味いたしますと、その二十四何

がしのものは、帳消しになるだろうと存じます。しかしただいま私、そろばを置いてお返事するわけに参りませんが、これは税務常識からも言えると思ひます。

○菊川委員 私がこのことを質問するのは、さつきどなたか言われたように、どつちかが二、三十円多いからといつて、このことを手柄顔に言うのではないのであります。ただ政府が二百八十円この年内に多くとれるといふことを、唯一の政府の手柄顔として宣傳してゐるからであります。でありますから本案の中心というものは、むしろそういう点にあるのではなくて、他の点にあるのでありますから、こゝういただ目先の問題で、歳末の窮乏につけてこんで些末なことを言ひ、しかも洗つてみれば根拠がないのである。何があるかといへば、せい／＼年内にとるべきところの調整を、來年に繰延べるといふだけであります。とられるといふことに間違ひないのであります。そういうことをもつて手柄顔にすること

について、しかも数字の根拠がないじやないかということについて、反省を促す意味でお尋ねするのであります。でありますからこの点につきましては、われ／＼の出します野党の修正案がでまして、それをこらなくだされば明瞭であります。たとえば数字から申しましても、政府案においては、十二月は一月、二月から繰上げ前拂ひいたしましたして、六千三百四円、一月が五千四百九十九円あります。二月が五千四百九十九円、三月が六千三百七円、従つてこの総額は二万二千七百九十九円、それに対して野党案によりますれば、十二月は六千三百七円、しかもこれは六千三百七円ベースをそのまま実施するのであります。そして一月、二月がそれぞれ五千二百三十三円、三月が六千三百七円、その総額は二万三千二百二十円ありますから、差引きその間に、全体を通じて三百一十四円という、野党案の方が多し手取りになります。従つてこのことをおよそ二百九十八万の全従業員に当てはめましますならば、約九億円の増額を要する問題があることは明瞭であります。こゝういふふうな点があるにかかわらず、このことに氣がつかない

かのごとくして、單に些末な点について政府案の有利な点を宣傳する、こゝういふけちなことでもつて、この重要な法案について國民に、あるいは輿論に何らかの混乱を起すというふうなことは慎んでもらひたい。こゝういふ意味において質問するのであります。でありますからこの点につきましては、どうかひとつ今後はこゝういふことをおつしやらないようにされたい。大蔵大臣も本会議の壇上において、二百八十円という数字を出したが、聞けばたわいも

ない話である。給與局長の話を聞いても、二、三十円どちが多いというところを、しかも誇大に宣傳をしておるにすぎないのであるということを御認識を願いたい、こゝから点について質問する次第であります。

次に私お尋ねいたしたのは、この政府案の三十二條であります。これは初めに人事院總裁にお尋ねしてみたいと思つてあります。この三十二條は、職務の性質によつて勤務時間が四十八時間の最高限を超えることを必要としておるような現在の仕事、これをやはり従来通りの慣例によつて認めるというのであります。これは四十八時間という労働基準法の制限を本法に取入れながら、しかも何ゆゑに、今日あるがゆゑにということでもつて、お認めになるのかということについて、今後給與問題に限らず、官吏の勤務時間に対するところの大きな問題と思ひますので、まず御方針についてお尋ねいたしてみたいと思ひます。

○淺井政府委員 この問題については給與局長からお答えいたします。

○菊川委員 給與局長には、このことについてはあとでお尋ねいたします。が、今後人事院が官吏の勤務時間について、どういふ御方針をお持ちになるかという根本的な方針についてお尋ねいたします。

○淺井政府委員 その点につきまして、私はまだここで具体的に申し上げかねます。十分その点について遺憾なきを期したいと思つております。

○菊川委員 それでは人事院が、この法案によつて今後給與の問題をお扱いになる。従つてこの法案の中の三十二條があります以上は、今の御方針とた

だちに背反することになります。が、この方針をお認めになつておやりになるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○淺井政府委員 その点についてはたゞいま……（発言する者多く聴取不能十分考慮いたすつもりであります）

○菊川委員 今のは聞えませんでしたから、もう一べん願ひます。

○淺井政府委員 その点につきまして、政府職員の保護を十分に空うし得るよう、人事院としては十分考慮いたしたいと思つております。

○菊川委員 しかばさういふ方針を、これにお移しになるといふ場合に、従来四十八時間を超えたるがゆゑに、それをそのまま認めるといふのであつて、四十八時間をもつて限度として、その後は超過勤務として扱ひになる御方針かどうか、この点をお尋ねいたします。

○淺井政府委員 それはちよつと私お答えをいたしかねますから政府委員から……

○菊川委員 われ／＼は國家公務員法によりますれば、当然人事院が勤務の基準をおきめになる、その中には当然労働時間の基準がきまると聞いております。しかるにこゝに重大な問題につきまして、しかも当面しておるところのこの問題について、答えかねるといふことにつきましては、はたしてそれで人事院の總裁の責務が果せるかどうか、私は疑ひのであります。あらためてお伺ひいたします。

○淺井政府委員 その点につきまして、人事院といたしましては、人事官會議を開いてきめなければならぬのでございしますから、私はここで今た

だちにお答えを申し上げることはできないと思ひます。その意味においてお答えを申し上げた次第でございします。

○菊川委員 私はこゝでございします。が、この一週四十八時間制という問題は、御承知のごとく労働基準法にある問題であります。しかも労働基準法のよつて立つところは、國際労働時間の基準によつております。これは日本が今後國際貿易において立つて行くという見地におきましては、絶対に必要な條件であります。しかもそれを民間の企業ならいざ知らず、國家の規範たるべきところの官公廳自身が、これを認めておるといふことであります。ば、やがて日本は再び世界から、超労働時間の國として排斥を受けなければならぬといふことになるのであります。こゝに御認識を持たずして、この問題について人事官會議を開かなければならぬといふのでございします。なら、何のために國家公務員法をつくり、給與規則をつくるのであるか、こゝにおいて私はぜひこの席上において、總裁自身の明確な信念と方針を示してもらわなければならぬと思ひます。あります。あらためてお伺ひいたします。

○淺井政府委員 その点につきまして、は、ただいま申し上げましたように、こゝに具体的ににお答えをいたすことはできません。が、人事院の立場といたしましては、その点について政府職員の保護を、十分空うし得るといふような精神でやつて行きたいと思ひます。

○菊川委員 聞けば聞くほど不明確になります。私の聞くのは、十時間働か、十二時間働かるところの仕事があることは認めます。従つてそういうところにおいては、超過勤務制度という

ことがあるわけでありまして、それを置きながら、何がゆゑに四十八時間を超えて現在働いておるところの現場のものを、超過勤務として認めないで、そのまゝ九時間、十時間あるいは十二時間というような勤務を、どうしてそのまゝ認められるか、こゝにおいて大きな不合理があるのではないか、これをかえずして一体何の給與法の改革であるか、その点について私は疑ひざるを得ないのであります。であります。から、この四十八時間を限度として、それ以上のものは、八時間を超えるものについては超過勤務というようないがあるものでありますから、この切りかえが、この場合になぜ適用できないか。この点についてお尋ねするのであります。

○淺井政府委員 その点についてはただいま申し上げましたように、ただいま具体的にお答えをいたすことができません。が、政府職員の保護を空うするといふ趣旨は少しもかわりありません。

（発言する者あり）

○角田委員 私語を禁じます。

○菊川委員 人事院が発足早々、そういうあいまいな方針を持つていふことを、はなはだ遺憾に思ひます。しかしこの問題はこれ以上追究いたしません。

この点につきまして給與局長にお尋ねいたします。が、給與局長はこの制度をどういふために認められるのか、この点をお尋ねいたします。

○今井政府委員 私どもの方の立場から申せば、きわめてこれは技術的な考へ方だけでございします。現在たとえば

警察官は、労働基準法で六十時間という例外が認められており、また船員につきましては、船員法によりまして五十六時間という例外がございします。そのほかに間隔的な勤務でありまして、たとえば陸切番のような勤務でありまして、とか、あるいは守衛の交代制のものでもありますが、こゝにございましては、時間の長い交代制のものが、各省にわたつては相当数ございします。これにつきましては、その長い時間を基礎にいたしまして今の給與がきまつております。これをお話のように根本的に四十八時間に直しまして、それによつて基本給を下げまして、あとをオーパー・タイムにするといふことも考えられるのであります。それはどうして今回の急の間に合いません。今回はなるべく早く現金を渡す必要もございします。現在あります勤務時間と、それに対する給與とをそのまま六千三百七十四ベースに織り込む。あとの官廳の労働強化とか何とかという面から、勤務時間を調整して行く問題は、今後の人事院の御研究によりまして、將來しかるべく改善して行きたい、こゝ考へます。

○菊川委員 今の給與局長の説明によりますと、たとえば警察官は相当長期間働いていふと言ひますけれども、これは認識不足か、あるいはごまかしであると思ひます。警察官にはちやんと勤務時間があつて、そゝしてそれに対しては超過勤務手当もございしますし、夜勤手当もございします。さらに夜通し二十四時間勤務をいたした場合には、その翌日はそれに振替かわるところの公休制度がございします。従つてこゝではやはり時間制度はあるのであります。

（発言する者あり）

す。あるいはまた踏切番その他のことを言われなければ、これらはやはり特殊勤務手当の制度によつてこれは合理化できる筋のものであります。それをただ従来の官僚的な、封建的な考え方によつてやつてゐるのであります。でありますから、できないという場面はあり得ないのでございます。われわれがこれを置いて置く必要と、このことをここに想像いたしますならば、今日労働基準法によつて、もつと労働に秩序と能率が與えられなければならぬにもかかわらず、相もかわらず官僚主義的なこの管理の方式のもとにおいて、長時間労働によつてやつて行く。ひいてはこれが將來行政整理の温床になるというところをおそれるのであります。従つてこういう点から申しまして、一方において行政整理を口にするところの政府であれば、なぜこの点においてこういうものをのけないか。これを置いて、しかも一方においては人が余るから整理をするということでありましたら、断じて官吏諸君はもろろのこと、國民も納得しないと思ふのであります。この点についてなぜこれを置かなければならないか、いつ一体整理をするかということを明言してもらひたい。

○今井政府委員 もろろ現在の警察官、船員の他に過ぎても、それぞれ御指摘のように、ほかの法律でありますとか、基準法の例外規定とかによりまして定められておることは申すまでもございせんが、それを基礎にいたしましてたゞいま給與がきめられておりますので、これを御指摘のように、また四十八時間という見地から再検討いたしましたして、そのうちに四十八時間

あるいは四十時間に直すものが適當なものでありますれば、直しました上でまた本俸の切りかえという作業をやることも、確かに一つの方法に違ひないと思ふますが、それでは今回の場合間に合いませんので、とりあえず現在のものは、とにかくその本俸はその時間

を基礎にすべきであつて、その上で將來の人事院の御研究に従ひまして是正されて行くものと、かように御了承願ひたいと思ひます。

○菊川委員 十九條においては明らかに、一週について四十時間を下らずして、現行の六・六といふものを引上げておきます。従つて現行慣例の勤務時間を下らずといふならば話はわかる。一方において短い方は四十時間以上に引上げて、一方においては長い方は四十八時間を越えないといふところの十九條の規定でありながら、しかも三十九條においてその四十八時間というのをくずしてしまふ。ここにわれ／＼が納得し得ない点があるのであります。でありますから実行できないといひます。すなわち、現在一週四十時間といふことも、現場の事情によつては適合しないといふことがあります。むしろ現行慣例によつてやつて行く方が、現状には合ひ場があります。しかもこの場合においてはこれには触れるが、一方において長いものはとめないといふことは、要するに公務員を使う場合に、いかにしてなるべき金を出さないで使ふかという、搾取的な考えがここにあらうと思ふのであります。こういう考えを盛り込まれたこの給與法案でありますならば、こういう精神で運営されるということをわれ／＼はおそれるので

あります。従つてぜひともこの三十二條は削除しなければならぬものと思ひますが、削除の意思がありやいなやを最初にお尋ねします。

○今井政府委員 詳細の数字は申し上げられませんが、國鉄の關係だけでこれを切りかえて、月に四億ないし五億円必要といひます。従ひまして二百六十二億のわくの中では、とにかく現在やる方法はございせん。どこか削除されますと、ベースの方を動かさなければならぬという問題が起つて來ます。

○菊川委員 次に佐藤官房長官にお尋ねいたしますが、非常に御熱心に御活躍されて、やううと思へば十二月一日から六千三百七十七ペースの実施できるものを、わざ／＼一月一日にお送りになつた理由は、一体どこにあるのでありますか、その点をお尋ねいたします。

○佐藤(義)政府委員 ちよつと速記をとめて……。

○角田委員 速記をとめて……。

○角田委員 速記を始めて……。

○菊川委員 われ／＼が野党といひました共同修正案の作成にかゝる際には、この委員会にかけて著手したのであります。従つて、関係筋との折衝などにおきまして、われ／＼野党とは違ひ立場でありまして、委員長はやはり超黨派的の意味において、しばしば同道立会いを願つておるのであります。でありますからわれ／＼はこの審議の途上におきまして、一日も早く共同修正案をつくつてその筋との了解を得たいといふことで、最も効果的に、敏速に進めるためにこの手段をとつて

きたのである。ところがそれにもかかわらず、やはり政府におきましては、われ／＼の方においてこの委員会の進行を停止しておる。われ／＼がこの委員会の審議を遅らしておる。こういうようなことをしば／＼言われておるのであります。今なおそういう認識をお持ちになつておりますか。この点についてお尋ねいたします。

○佐藤(義)政府委員 たいへんこの審議の途上においていろいろ問題が起り、関係の向きを刺戟した点が多々あつたように見受けるのであります。今日この段階になつて参りますと、政府も、與党も、野党も、すべてが協力して、一日も早く新給與法案の審議並びにこの予算の成立に御協力を得ておることを承認する次第であります。

○菊川委員 それではその点についてお尋ねいたしますが、佐藤官房長官は、從來の政府原案そのまゝ委員会にお預けになつて、別の行動として修正案をおつくりになる動きをなされたのであります。そこでわれ／＼から見ると、今日吉田内閣においては吉田内閣のほかに佐藤内閣があるじやないか、こういう印象を受けたのであります。

二つの頭を持つた内閣でありますから、われ／＼が見ますと一方は政党内閣であり、一方は官僚内閣である。こういうような印象を受けてはなはだ迷つたのであります。一体佐藤官房長官のお動きになつた動きといふものは、この委員会と連絡をとつてお動きになつたのか、それとも政府独自でお動きになつたのか、その点をお尋ねいたします。

○佐藤(義)政府委員 それは政府独自の立場におきまして、この案の審議を進めて参つたやうな次第であります。

○菊川委員 政府が独自でお動きになる場合において、委員会には原案の審議をまかしてゐる。従つてわれ／＼はその原案に対する修正案を準備しておる。それは十分承知しておられるはずである。ところがそれであるにもかかわらず、独自の立場で別に動いておられる、こういうことになりまして、政府といふものは一体この委員会に対して、どういふふうな認識をお持ちになり、委員会に対してどういふ責任をお感じになつておるか、この点疑問を持つのであります。それはしばらくおきまして、われ／＼がお尋ねしたいのは、政府が法案審議を、原案をい作成について、直接委員長を通じて野党に相談をなさらないか。これなくして委員会を抜きにして外に動くといふのは、どういふわけであるか、この点についてお尋ねいたします。

○佐藤(義)政府委員 たゞいま政府独自の立場において案を審議した、かように申しましたが、もちろん皆様方の御熱心な御審議をいたゞいておる原案は提案のまゝでありまして、当時早速新しい事情のもとにおかれまして政府としては、運営委員会に対してそういうやうな新しい事態に當面したこと

を申し上げて、しばらくその審議等について御猶予を願つたやうな次第であります。なおまた政府がいろいろ案を関係の筋と連絡をとりました際も、実は私どもできるだけ皆様方と共同研究ができるならこれも望ましいことだ、かように考えまして、その関係の筋に数回さういふ意向を漏らしたこともあつたのであります。関係の筋に

おいてはいろいろ政治的な実情等も勘案された結果であります。が、ほとんど同じセクションに参り、時間的にもつながらつておつたかと思ふのであります。が、同事務所でも頼もあわれなれないように、向うでいろいろあつたことをさしたような次第であります。おそらく私どももそういうようなことを感じました。が、皆様方も同じような感じを持たれたのじやないかと思ひます。

○菊川委員　そういう結果非常に不思議な現象として、野党が共同修正でつくつたところの案を、政府がそのまゝおとりになつて政府の修正案を出した。従つて出た案においてはほんの二、三箇所の相違でありまして、それを二つ並べてここに政府と野党が採決をしなければならぬ、こういう突に不思議な現象を起したのであります。この責任は委員会を無視して動いたところの政府の責任であると考えたのであります。でありますから、ここで政府の責任をそれ以上追究してもやむを得ないのであります。が、野党の案と政府の案とで違つておる点といたしましても、きわめて僅少であります。

殊に支拂の方法といたしまして、十二月から始めるか、一月から始めるかという点が若干違つただけであります。ところが今伺つてみますと当時その筋においては一月からという話であつた。ところがわれ／＼がその当時以前から折衝いたしまして得た結論というものは、十二月一日から実施可能なんでありませう。そこでこういうことになりました。それは、政府としては政府修正案が出た、もはや顔も立つておるわけでありませうから、ここで一月一日ということるを十二月一日となされば問題は簡単

に片づくのであります。こういうことについて政府は、この政府案を本委員会の席上において一應撤回をなさつて、この点をお改めなすつて野党案に合流をされる、こういう御意思があるかないか、この点をお尋ねいたします。

○佐藤（義）政府委員　先ほど申しましたように、実は最初この審議にかかりました際に三つの点が条件になつておりましたので、政府としてはこの案で実は参つておるのであります。今御審議をいただいておられます修正案で、実はその筋の御了承も得ておるような次第であります。この点は一應御了承いただきたいと思います。

○菊川委員　それから最後にもう一言……。こういう筋の通つた話を申し上げても、頭としてお聞きにならないというのは、何かはかに重大な問題があると思ふのであります。それは今まさに解決のまぎわにありませう。この電産、石炭、船舶、さらに最近起りましたところの繊維、こういう重要産業におけるところの争議において、これを解決すべきところの補給金は、政府の当時におきましますところの五千三百円のベースにおいて組んでおられると思ふのであります。ところが今日六千三百七円のベースということになりますれば、当然この解決にも影響するのであります。そこで政府はおそらくその解決を十二月中にするためには、少くとも政府の給與ベースは従来通りすておきたい。三千七百九十一円ベースで置いて、その方法でもつてこの争議に対しても切抜けよう、こういう意圖がひそんでおると見ざるを得ないのであります。われ／＼はそう

いう点からいたしましたして、こういう争議そのものを解決するところの便法のために、かえつて複雑なところの手続をして、この委員会における給與法案の審議までも混乱に陥れた、ここにはなほ遺憾なきとてあります。が、重要な産業の争議を解決するに、これに對しては適切なところの方法でもつてするにあらずして、ベテンをもつてごまかしをもつてしようとしておる。ここにこの給與法案の混乱があり、さらに一方には年末に迫つての重要産業が今なお争議の解決を見ずして、莫大なる産業的な損害をこうむつておる原因があるというのをわれ／＼はおそれるのであります。こういうことについて私の申し上げたことをお認めになるか、お認めにならないか、この点をお尋ねいたします。

○大屋（國）大臣　ただいま菊川君のような意見は全然ないのであります。

○島上委員　行政整理に關連して官房長官にお伺いしたいと思ひます。この法律案に關しまして最近に關係方面から、三月中に行政整理を行うこと、並びに退職手当は三箇月を越えないことというやうな意味の示唆があつたやうに聞いております。これに對しては運営委員会においても質問があつた際に、官房長官は政府としては今日この法案にそのやうなことを入れることは適當でない。そういう意味において入れないことにしたという答弁がございまして、先ほど來の同僚議員の行政整理に關する質問に對する答弁を伺つておりました。政府は行政整理を近いうちにやるのではないかと、いふうちに私どもには解釈できるのであります。私どもは仄聞するところによると、

關係方面に對して、近いうちに行政整理を何らかの形でやる意思があることを明らかにされたやうに聞いております。せんが、この當委員会において岩本國務大臣が、この問題に關して答えて曰く、行政整理については自分としては一つの構想を持つておる。しかしその構想を實行する前にぜひ必要なことは、十分な退職手当を支給するということ、失業対策を立てるということ、とが前提である。それをしては行政整理を行うべきではない。こういう考えであるという答弁があつたのであります。が、その岩本國務大臣が答弁された相當の退職手当を支給するということ、十分な失業対策を立てること、行政整理の前に前提として必要なことであると言われた考へが、今日なおかわらないかどうかということをお伺いいたします。

○佐藤（義）政府委員　岩本國務大臣の答へになつたこの言葉は、岩本國務大臣からお述べになるのが本筋のやうに思ひますけれども、この席におります私にお尋ねがあらますのでお答へいたしたいと思ひますが、原則的、抽象的に考へまして、岩本國務大臣が言われるごとく、失業救済であるとかあるいは十分な退職金制度であるとかいうやうなことが、つくられることが、前提あるいは基礎條件であるというところは、もちろん私も承認するところでありませう。

○島上委員　それではお伺いします。三箇月を出ない退職金などというものは、決して適當な、相當な退職金だとは考へられない。政府はそういう点について具体的に考へているかどうか存じませんが、大体その相當な退職金というものは、どのくらいが適當とお考へになつておるかお伺いいたします。

○佐藤（義）政府委員　ただいま先ほど申しましたやうに、具体的に行政整理の案が進み、あるいはその実施計画を立てておるわけではありませう。先ほど申しましたやうに、行政整理は民主自由党の政策であり、この吉田内閣におきまして、岩本國務大臣の構想がすでに出ておるということをおぼしめしたのであります。それで先ほどの、この法案をつくりまします際に、その先方からのお話の筋であります。が、その際には実は私どもが伺つておりましたことは、具体的な問題はなかつたやうに記憶しております。先ほどお話をあらますごとく、行政管理廳長官に、三月三十一日まで一つの権限を付與するということ、それから退職金三箇月という規定を挿入するといふやうな話があつたのであります。が、先ほど申し上げましたごとく、行政管理廳が権限をすでに持つておりました、同時にまた退職金そのものにつきましては、実はただいまお尋ねになりますやうな金額といひますが、これをいろいろ考へるといひますが、構想をまよめることは、そうわずかな時間ではでき上らないものと私どもは考へておるのであります。殊にあの規定だけでは、在來の既得の退職金そのものも、もたえらるが、もたえないか、それらもつきりしておらないやうな実情であるやうに実は記憶するのであります。が、実はその内容の点につきましても、もつとわれ／＼意見を聞いてみたい。さうな意味において申しした次第でありますから、その際におきましては、

職金というものは、どのくらいが適當とお考へになつておるかお伺いいたします。

大体これらの点についての意見を述べ
る必要がない。政府がその案をとるか
とらないか、いずれでも政府の撰択で
ある、こういうわけでありますので、
しからばこの際は私どもはこの案は返
上したい、とらないということ
で、何ら附加しない修正案をお手も
に出してやるような次第であります。

○島上委員 私、議院運営委員会にお
いて、佐藤長官の答弁を伺った際
は、この法律の中にこの際そういうこ
とを挿入することは適当でない、そ
ういう意味で入れないことにしたとい
ふに承つております。従つてこの法
律にはそういうことは入れないが、そ
ういふような考えのもとに、行政整理
に近いうちにやるというふうにとり
たのです。そうしていただいたの答
弁から受ける感じは、行政整理をやる
ことは非常な積極的であり、急速にやる
のではないと思はれる。しかるにその
前提である岩本國務大臣も言われ、
今も長官も認められたところの退職金
の問題と、失業対策の問題に対して
は、何ら具体的なものがない、その熱
意もない、こういうふうにとり受けま
す。私は念のためにもう一ぺんはつき
りと伺つておきたいのですが、相当な
る退職手当を支給するとは、すなわち
三箇月などというふうな、しみつたれ
たものでなしに、相当なる退職手当を
支給する、それから十分なる失業
対策を講ずるということに対して、そ
れがはつきりと、整理の前に具体的に
前提としてきめなければならぬ事柄で
ある、ということ、はつきりとお考え
になつてゐるかどうかお伺いしたい。

○佐藤長官 政府委員 先ほど来たびた
び申しましたように、抽象的な原則
的な構想としては、御意見のようなこ
とが考えられるかと思ひますが、具体
的な問題としては、ただいま進行して
いないということ、はつきり申し上げ
ておきます。

○島上委員 具体的なものが何もない
ということになれば、それ以上この問
題は追究してもしかたがないと思ひま
すが、大蔵大臣にはかのことでもよつ
とお伺いしたいと思ひます。最初の案
を出された際の提案理由説明のと
きに、財政、物價等諸般の事情を勘案
して、適正なる賃金水準を決定するた
めに研究しておる。そうして人事委員
会の勧告の案に対しては、財政事情及
び物價体系に及ぼす影響からこれを採
用したい、こういうことをその理由
で言つておるのであります。ところが
本日その財政及び物價体系に及ぼす影
響から、採用できないと言われた人事
委員会の勧告案にはとんどひとしいも
のを、政府の修正案として出して参つ
たのであります。従つて当初財政事
情、物價体系に及ぼす影響からできな
いと言われたのが、財政事情及び物價
体系に影響を及ぼさなくなつたとい
う理由をお伺いしたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいまの御質問
は、最初は仰せの通りの考えでやつて
おりましたのですが、ただこのベース
を五千三百円から六千三百円に上げま
しても、やはり財政上の見地から、こ
れは最初の通りの考えを堅持いたして
おります次第でありまして、そのため
にいゆる総額の給與の二百六十二億
という範囲内でまかなうということに
いたさなければならぬ、ということ、
われ／＼の鉄則であつたのでありま
す。従ひまして結局六千三百円のベ
ースを採用いたしますからには、どう
しても総額がきまつております関係
係上、その実施は一月一日からと相な
ることはやむを得ない次第でありま
す。さういふ見地から決定いたしました次
第であります。

○島上委員 物價との影響は……。

○大屋國務大臣 物價との影響は、い
わゆる今回の補正予算の年度の來年の
三月までの間に過ぎます限り、前案
と今回の案は相違がないのでありま
す。

○島上委員 それからもう一点これに
關してお伺いしたい。適正な賃金水準
を決定するということ、五千三百三十
円を出した、こういうふうになつて
おりますが、そうしますと今日は五千
三百三十円の賃金水準は適正でない、と
いう結論に達したから、六千三百七十
円を出したわけですね。

○大屋國務大臣 それはあくまで、い
わゆる賃金ベースと總体の金額のわ
く二つをにらみ合せた観点から出しま
したので、單にベースだけをとりえて
批判はできない。総額の予算のわ
く、ベースと二つをにらみ合せて、こ
れを六千三百七十円の今回の方式に決定
いたしました次第でございます。

○前田(種)委員 物價との関係にお
いて大蔵大臣は、來年の三月までは総額
において押えているからこれで行く、と
言ひ言葉の裏には、四月以後は改訂す
るかもしれない、という印象を多分に受
けたのです。私たちは六千三百七十円は
あくまでも確保しなければいけません
が、このことによつて物價を改訂して
はならないと確信を持っております。
あくまでも物價を改訂せずしてこの賃
金ベースを維持して行かなくてはなら
ぬと、われ／＼は考へてゐるのです。

○大屋國務大臣 考へてゐるのです。
そのためにはいろいろめんどうな問題
もあると思ひますが、政府はベスト
を盡して、その線に沿つて物價を改訂
しないという基準の上に立つて、諸般
の政策をやつてもらわなくてはならぬ
と考へますので、もう一度これは大事
なところでありまして、大蔵大臣の
政府代表としての方針なら、万般の対
策をはつきりと示してもらいたいと思
ひます。

○大屋國務大臣 ただいまの前田君の
御質問は、まことにものつともな点で
ございまして、ただいまの三月までの年
度におきましては、物價の点は、いわ
ゆる名目の賃金と總予算のわくの關係
で、私はこれで十分処理して行けると
考へております。そこで四月から以降
の問題につきましては、実はそう申し
上げる、としかられるかもしれませんが
が、まだ的確なる物價政策を考へてお
らぬので、その節に至りましたなら
ば、相ともにひとつ研究して行きたい
と考へております。

○前田(種)委員 私は今の大蔵大臣の
答弁を聞いて突に思ふのです。あ
るいは大蔵大臣は臨時の大蔵大臣にな
つておられるかもしれないが、本職
は商工大臣です。物價の問題は商工大
臣が主管であるはずでありますから、
私が大蔵大臣に対する質問と言つたこ
とが誤りであるかもしれませんが、少
くとも商工大臣としては、この問題に
對しては重要な責任がある、と私は考
へます。來年の四月から先のことにつ
いては考へておらない、というふうな
いまいな答弁では、一体この難局を背
負つて立つ政府の責任が那邊にあるか
というのを疑はれるのです。吉田内

閣はまつたく解散以外に何も考へてい
ない、ということが、今の大蔵大臣の言
葉から裏書きできるのです。どうして
もこの難局を切抜けて行く、少くとも
も經濟政策を処理して行く、というた
めには、先ほど質問の中に申し上げま
したように、いろいろ困難があるこ
とを私は是認します。その困難を克服
して行かなければならない日本の現状
を眞に考へて、政府は一体いかなる施
策を立てるか、ということに対しては、
もつと眞剣に答弁をしてもらわなくて
はならぬと私は考へます。今の答弁は
大蔵大臣としての答弁、政府の責任者
としての答弁としては、あまりにも輕
率な答弁なりと言わざるを得ないので
あります。私たちはその点について、も
つと眞剣な政府の施策が聞きたい。選
挙をやつてどうなるかわからぬが、も
う内閣も長いことではない、というも
りで答弁せられておるかどうか知りま
せんが、たとえ内閣の壽命がどうであ
ろうとも、その衝に當る限りにおいては、
日本の今日の全責任を負つて立つて
いる、という氣魄において、答弁せられ
たい、ということを重ねて申し上げま
して、もう一度政府の方針がおりますな
らば、明確にしたい、と思ひ
ます。

○大屋國務大臣 ただいまの前田君の
御質問は、半ば私に対する訓戒で、半
ば同君の御意見であります。その
うち最も重要な、いわゆる來年の四
月以降の物價政策という点に對しまし
ては、私もまことに深憂を抱いておる
次第であります。もちろん來年度の予
算編成にあたりましては、物價の面、
賃金の面、生産の面、あらゆる点にお
きまして、非常なる困難があると予想さ

れておるのではありませんが、その点に對しては、今夕この席上におきまして詳しく私の意見を申し述べる余裕がないのであります。

○相馬委員 官房長官に一つお尋ねいたします。

この人事委員会で、前に、今はなき泉山三六氏に（笑聲）、われ／＼がこういうことを質問したときに――総括して申し上げると、五千三百三十円で食えない。しかし今の政府の財源の面からやむを得ずこれを出すのだ、こゝろの意をなせば、そのいう意味で答弁を願いたい、こゝろの誘導質問をしたのに対して、大蔵大臣が申したことは、これで食べられる、しかも安心をしない、とおっしゃつたのです。

それで私たちはこの観点からなげますと、一番の目にはあつてゐるのは國家公務員です。一方では行政整理で、おどかさされ、給與はこうして、あつてもない、こゝろでもない、と在再日をむなしゅうして今日に至つた。そこでこの提案理由の説明を見ますと、議院の情勢にかんがみ云々などとして申してありますが、こんなことでは國家公務員の連中は承知できぬ段階に至つてゐると思ふのです。このことはあるいは意氣分に行つてゐるのではないかと、政府の案を憂へます。従ひまして、政府は國家公務員法で縛つたのであるから、率直に、あの際をせめては人事院が案を呑むべきであつたのだが、それを呑まなかつた。これは明らかに政府の勘違いであつたのです。そしてこゝろの段階において六千三百七十四案を今度に出すことになつたのだといふことを明確にされて、野党がどうの、與党がどうの、本委員会を通じて、國

家公務員の志氣高揚のために陳謝すべきであらうと思ふ。このことについての御意見を承りたい。

それから、時間の都合上一括して大蔵大臣に申し上げますが、これは先般國家公務員法審議の場合に、教育公務員の特質にかんがみまして、これは行政官でも何でもありませんので、これを特別職に入れるか、あるいは教育公務員法というよりな特別立法をするかといふことにつきまして、人事院總裁、時の人事委員長も出たところ

で、これはこゝで眞剣に論議が戦つたのです。そこで今般教育公務員特例法といふのができました。しかしよく考へてみますと、この特例法ができると、教育といふものはあの職階制にあてはまりません。それから労働時間の問題でも、休憩時間を抜いてと申します。一般官廳の事務屋と違つて、教育の仕事といふものは、休憩そのものの見方が大分違ふといふことは、学校を出られた政府の諸様はよく御存じだと思ふ。そこで私はこの際大蔵大臣に明確にお聞きしておきたいことは、三つなのです。すなわち教育公務員の制限時間の問題をこゝろいふふうにするのだといふことが一つ。それからもう一つは、この職階制にあてはまらないのですから、現在の俸給表では教員がみな頭打ちしてしまつて、めちやくちやで、あの俸給表がびつたりあてはまらないで、今井給與局長も大弱りに弱つてゐるのです。そこで今後別表が何かでもつて、教育公務員の俸給を明確にする用意ありやいなや。三番目は、聞くとこゝろによると、給與の詳しいことは人事院で定めるといふやうなことであると聞いておりますが、

もしこれに關して人事院總裁から特に発言する点がありましたならば、重ねてお伺ひしたい。これはしかし人事院總裁には要求はいたしておりませんが、以上ひとつお願いいたします。

○佐藤（榮）政府委員 第一点についてお答えをいたしたいと思います。すでにお答へをいたしましたごとく、人事院に御指摘になりましたと、人事院から政府は勧告案をいたしまして、できるだけの勧告案に忠実に、その線に沿つて予算を作成すべく、いろいろ努力をいたしましたのであります。しかしながらこれを十一月以降実施するといふと、予算的措置はいかにやうにいたしたとしてもできなかったものであります。當時すでに政府が申しましたことと思ひますが、この新給與の改正につきましては、政府も人事院の勧告案につきまして敬意を表し、同時にこれの線で実施するために努力を続けてまいりましたが、予算的な措置や、國家財政の観点から十分でない、また一般民間等とも、當時の情勢でにらみ合せまして、これは実施が何としてもできない。しかし十一月以降新給與を改訂することは、われ／＼

といたしまして当然努力すべきだ、かやうに考へまして、実施期を十一月一日とし、そして五千三百三十円の案を、実は策定をいたしました次第であります。多分當時の情勢のもとに、この前大蔵大臣のお話であつたやうなところでありました。しかしながらその後の実施期が十一月、十二月と遅れて参りまして、新しい給與法案の骨子には、人事院の六千三百七十四ベースの原則を採用して、一月一日以降実施を考へてみる、かやうなわけで今回案はこゝろのやうな案を再修正いたすことになつ

た次第であります。この点につきまして、政府が過去において人事院の勧告案について忠実に審議したこと、またその後におきまして、これが実施について努力をしておることを、ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○大屋國務大臣 私に對する質問は今井政府委員をして答弁いたさせます。

○今井政府委員 ただいま相馬委員の御指摘の点は、この法律の十五條第三項にも指摘してございます。教育公務員の特質は、何らかの形におきまして、なるべくすみやかに具体案を考究していただく必要があると存じまして、人事院において御研究願ひこととし、公の独特の俸給表を國會及び内閣に提出していただくように指定してございまして、その際に十分考へていただくものと考へております。

○淺井政府委員 相馬さんの御意見はまことに御同感の至りでありまして。幸いにこの人事委員会の御努力によりまして、十五條中に教育公務員について人事委員会の権限が與えられておりますから、これによつてその特殊性に基いて、適當の勧告を國會及び内閣に出せるやうになつておりますことは、私はたいへん感謝いたす次第であります。その規定を十分に活用し、すみやかにその措置をとりたいと思ひます。

たい。私は今後人事院の勧告をもつと尊重してもらいたい。もつともこう申しまして、政府が高給與案を出して、人事院が低い給與案を出すこともあり得ると、理論の上では言へますけれども、私はこの國家公務員法を見て、それから人事院案を見て、そゝろいふらばやうなことはいふと信じてゐるがゆゑに、この人事院の勧告をもつと重視してしかるべきであると思ふのであります。この際明確にそれについてのお考えを承りたいと思ひます。

○佐藤（榮）政府委員 相馬委員のお尋ねにお答へいたします。この点は政府人事院の勧告につきましては、もちろん十分これを尊重する考へでおること、この際明確にお答へをいたしておきます。

○平川委員 私の質問しようと思つたことを、ただいま相馬委員から一部分お尋ねになりましたので、この際人事院の方では、こゝろ「教育公務員の俸給表その他これに關する事項につき必要と認める勧告を國會及び内閣に同時にしなければならぬ」とあります。で、これを早急にひとつやつていただきた。その際には今相馬委員の言われましたやうに、單に新しい研究による職階制を盛つた俸給だけにとどまらず、かつて二千九百円ベースから三千七百円ベースにかわりますときに起つたすべての不合理を是正する処置を、同時に講じていただきますやうに、強くお願いをしておきます。それからもう一つ大蔵大臣にお尋ねいたしますが、この年末調整を一月から三月の間に分割をせられる措置をお講じになる意思はございませんか。

○大蔵閣議大臣 ただいまのところ、
そういう意思はございません。

○平川委員 この点はぜひともやつて
いただきたいと思つておられるのであり
ます。御承知のように、このたびの
年末賞與に類する金を支給するこ
とはできなかつたのでありまして、
この点は私も承知するところであ
りますが、しかしながら、この年末
調整がいかに俸給取りを苦めてお
るかというところは、大臣もよく御存じの
ことだと思つたので、ぜひともこれ
はやつていただきたい。これをやり
にならない理由があればお聞かせを願
ひたい。

○大蔵閣議大臣 その点は政府委員か
らお答えいただきます。

○平田(敬)政府委員 ただいまの年末
調整の件についてお答え申します。年
末調整は御承知の通り一年の所得を通
算して、年税として確定的な税額を徴
収するためにやるものであります。従
つて人によつては返す分もございま
す。また人によりましては、相当上
に徴収しなければならぬ場合もご
ざいます。それから臨時手当をよけ
に出しておる場合には相当な徴収にな
ります。毎月の通常の給料だけ支
拂つておる場合には、本年は追徴はご
ざいません。むしろ返す場合が相当あ
るようであります。しかればこの年末
調整を適当にやつていかうかといふこ
とになります。今申しましたように
人によつて非常に不公平が生じて来る
場合が多々ございます。それから
普通の申告所得税における場合と比較
いたしますと、これまた不公平なこと
になりますので、この調整をやめると
いうことは、私どもは感心しないと思

つております。ただ今回は急いで支給
することになりますので、十二月に
支給する場合におきましては、概算で
調整いたしまして、不足の分は一月に
なるべく早い機会に清算するといふ建
前で考えております。

○平川委員 私はしつとよくわか
らないのでありますが、この政府の案
にありまして、一月、二月分の給
與を十二月に支給して税金をとらない
といふことと、この問題とはどうい
うことになるでしょうか。

○平田(敬)政府委員 今度の政府の案
によりまして、十二月に前拂いする
分は、結局本来は来年度、二月の給料
であります。従つて本年度の年末調整
の際にはその給料は入りませんから、
来年度の給料として清算することにな
ります。従つて十二月の年末調整の際
には、十二月から六千三百円になつた
場合と、政府の案の通り来年度の一月、
二月分を臨時前拂いするといふ場合と
比較して、税額において相当の差が出
て参ります。そういうことからいたし
まして、先ほど大蔵閣議のお話のこと
く、十二月の手取りが若干増加する次
第でございます。

○平川委員 もし給料の前貸しができ
るならば、税金を分割してあとへまわ
すといふこともできないことはないと思
ひますが、そこはどうでしょうか。

○平田(敬)政府委員 これはとにかく
給料の一部として支拂い分でございます
から、その給料に対する税額の分
は、やはり支拂いの際に徴収する。こ
れは動かさないと考えております。こ
れは先ほど申し上げましたように、本
年の年末調整の対象にならない。来年
の給料になるということから、調整税

額は相当違つてくるということになる
わけでありまして。

○平川委員 融通のきかせ方が、税金
の場合と給料の場合と違つていふに思
ひますが、何か根拠がありますか。

○平田(敬)政府委員 特別に違つたわけ
ではないと考へるのですが、六千三百
円に対する税金のうち、前拂いする分
に対する額だけを、前拂いする給料か
ら差し引くといふことと、この問題とは
しつと素直な解釈だと考へておりま
す。

○徳田委員 さつきの今井給與局長の
返事からして聞きたい。

○今井政府委員 私ども事務局とい
ひましては、いろいろ私どもの勝手
な推定をいたしますよりは、日本で一
應最も権威があるとされております統
計局の、CPSなりの数字を申し上げます
ならよいと考へて申し上げた次第であ
ります。

○徳田委員 それはわからぬが、それ
はあとで片づけることにして、その次
には労働基準法第三十九條によつて認
められておる年次の有給休暇でありま
すが、これは出勤率八〇%で、勤続一
年で六日間ある。しかるにこの給與法
案には、有給休暇につきましてはきめ
ていないが、これは一体どうするつも
りか。全然やらぬつもりか。

○今井政府委員 これにつきましては
今回触れておりませんが、触れておら
ないといふことは、現在の制度をその
まま延長する考へであります。従いま
して基準法よりはるかに長い、初年
度より八〇%なくてもやるという甘い
考へであります。

○徳田委員 それは団体協約をそのま
ま施行するといふわけですか。そうす
ると、団体協約では二十日となつてお
るが、団体協約の今の實際を認めるわ
けですか。

○今井政府委員 団体協約を認める
といふことはございせんが、現状を
そのまま認める。

○徳田委員 団体協約は認めないかも
しれないが、団体協約で定めた實際の
ものは認めるわけですね。

○今井政府委員 現行通りやるとい
うわけですね。

○徳田委員 確然としておかないと、
あとで文句を言つちやいかぬ。

○今井政府委員 この法律に関する限
りさうです。

○徳田委員 だめだよ。ここでもう一
つ聞きたいのですが、あなたの方で
は、政府は十一月の物價水準で五千三
百七十円といふものをきめておる。こ
ろで今度は一月から施行するんだが、
十一月と十二月は諸君でも給與を與え
なければならぬといふことを認めて
おるはずである。一体三千七百円ペ
ーでそのまます放つておくのですか。そ
の間の差額をくれるのか、くれぬの
か、どつちだ。

○今井政府委員 御指摘のように年末
にはすべての家計が膨脹いたしますの
で、その関係からベースは一月から施
行されるにかかわらず、若十二月に
繰上げて拂う。こういう措置を講じた
次第であります。

○徳田委員 私の言うのはそうじゃな
いのです。あなたの方では十一月から
三千七百円ベースでは暮せないので、
五千三百円ベースにすると言つたん
だ。それを認めておるんでしよう。と
ころが今度は一月からするんだ。そ
うすると、十一月と十二月は三千七百円

ベースで食えなくても、餓死しても
いい。それだけの足りないものは放つた
らかしておけといふんですか。理に合
わぬじゃないか。どういふわけだ。三
千七百九十一円差があるんだ、二箇月
で……。

○今井政府委員 この五千三百円ペ
ーによりまして、十一月と十二月に違
いますものが約三千円でございます
が、この三千円が今度の案では二千五
百円、五百円ばかり減つております。
しかしこれは先ほど申し上げました税
の關係で、その差は二百円ばかりで
ございせん。無論額が減つております
が、一月以降におきましてその点はつ
つ込みますと、この前提出した案と結
局同じことになるのです。要するに二
百六十二億という同じの中での拂
い込みでありますから、いくらど
ちで拂いまして、結局それは同じ
とでございせん。その点は種もしか
けもございせん。

○徳田委員 大分ごまかしておるが、
それはそれとして、大体公務員は民間
の給與とは大分差があるようですが
ね、これを労働省の職員組合では、本
年一月から十二月までの差を一万五千
円と算定しておるが、政府はどうで
す。どのくらいに見えますか。

○角田委員 長 お話いたしました。こ
の際委員外発言として北三郎君……。

○徳田委員 質問中じやないか。また
駭るのか。共産党は何でもみな、委員
であつても発言を許さないのか。

○角田委員 長 錯覚を起して、政府委
員が……。

○徳田委員 いつもそうだよ。

○角田委員 長 政府委員の調べてお
る間、農民の委員外の北君に発言を許

すことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○角田委員長、北二郎君。

○北二郎君 農民党の委員がおりませんで、この際委員外として発言を許していただきましたことを、委員長初め各委員の方に厚く御禮を申し上げます。以下ごく簡単に伺いたいと思います。この新給與法案というものは、米價または一般物價はもちろんでありますが、特に米價と非常に重大な関係があると思うのであります。そこで伺いたいことは、御承知の通り三千七百円ベースでありましたそのときの米價、すなわち本年度の米價は一石三千五百円でありました。六千三百円ベースのこの法案が國會を通過した後、この一石三千五百円という米價は、当然すみやかに改訂せねばならぬと思いますが、政府はこの米價に對していかなる対策を持つつもりか。それから時間の関係上續けて申します。が、今度の予算におきましては、農村の水増し課税というものは実に八十四億くらいあつたと思ひます。もし政府におきまして米價を事実上このまま押えておくということになりますれば、農民はまたたく踏ん張りつたりのような状態になりまして、農民の生産意欲というものは、またたくなくなるのであります。そこで生産第一主義をとられる政府はこの点一体どう考えておられるか、この点ともう一点は、給與の値上げ、それから米價一般物價と、順繰り／＼に相互に値上りまして、結局は一つの確固たる基準がなければ、日本の経済は私は崩壊すると思つておるのであります。米價すなわち主食の價格を中心としておられるところの給與体系をおとりになる考えはないか。もし政府にそれがないとすれば、米價を改訂しないとすれば、官公吏さへ食つて行けば、農民はどうでもよいという結果になるのであります。政府は農民を無視することになるが、この点はどう考えておられますか。

○大屋國務大臣 ただいまの御質問は、政府委員をして答弁させます。

○北委員 非常にこれは重大な問題でありますので、大蔵大臣からぜひとも御答弁を願いたいと思つ次第であります。

○大屋國務大臣 大蔵大臣にと言われますが、実は専門的でないから言われませんが、どうぞ御了承願います。

○角田委員長 この際農林大臣に発言を許します。

○周東國務大臣 お答えいたします。このたびの給與審議の改訂によりまして、官公吏のベースが上りましたことは御指摘の通りであります。しかしこの前の七月にきめました米價の中に織込まれておる賃金物價の關係には、直接に響きません。これが他の物價に對して響くということになれば、當然に來年の七月ごろには、これはスライドして変更する。しかもその前にきめた米價の中には、六月までの物價を織り込み済みであります。従つて今度の俸給水準の改訂によりまして、それが物價に響くということになれば、當然にスライドして変更して行くということになります。こういうことになつておりますから、御了承願います。

○徳田委員 いろいろ／＼その勘定が、ありますから、その勘定のある前に一問聞いておきます。これは首切りの問題ですが、政府でも首切りを盛んに奨励しているようでありまして、いなかでも盛んに首切りをやつておる。これは徳島縣に現れた事実であります。これは人事院でひとつ返事してもらいたい。これによりまして、徳島縣では、昭和十七年十一月一日に發布された市吏員の分限規程によつて、どんな人首を切つておりますが、現在の地方自治法では、これは許さぬことになつておるはずで、その点はどうか。

○人事院はこれに對する監督の責任があるし、今後地方自治に關する公務員の規定をつくらなければならぬのであるが、一体これはどういふように処理しますか。

○上野政府委員 行政整理の仕事は、行政官廳の所管でありまして、人事院は直接關係いたしません。

○角田委員長 この際御報告いたします。先刻赤松勇君、高橋順一君、平川篤雄君、水野實郎君、及び相馬助治君より、本案に對する日本社会党、民進党、國民協同黨、社会革新党及び第一議員俱樂部、各派共同修正案が本委員に提出されました。これは印刷物として諸君のお手元に配付いたしました通りであります。

この際暫時休憩いたします。

午前二時五十三分休憩

午前二時五十五分開議

○角田委員長 質疑を続行いたします。徳田君。

○徳田委員 人事院總裁にもう一ぺん質問を繰返しますが、これが首切りの問題で非常に重大である。首切りは勝手にはできない。それは地方自治法では、ちやんと首切りのことに關しては特別の法律を設けることになつておる。これは法律でなければ首は切られぬことになつておる。ところがこれが、新憲法以前の昭和十七年の十一月一日に出した徳島市の條例によつて、現在どう／＼徳島では首を切つておる。重大な問題である。これに對して人事院はどう考えますか。

○淺井政府委員 徳田さんの御質問は、徳島市における事件だと私は思ひますので、ちよつとさいぎ外出をしておりました失礼をいたしました。が、それについては、人事院は建前としては國家公務員を取扱いますから、直接地方公共團體に命令したり、指令を発することはできませんでござい。しかしながら、その点については重大なる関心を持つております。そして現在のところでは、すでに九名が復職をいたしました。なお十何名かが復職し得る、こういうような報告を受けております。徳田さんのお手元に來ておりますのは違つておりますから……。

○徳田委員 それは、そういうことはありますけれども、しかし法律上の見解として、人事院は、地方の公務員にもやはり例にならざるから、だからして、國家公務員の決定が地方公務員にやつぱり影響するのであります。こういうときに、政府の役人は、公務員の、こういう新憲法以前のこういうやり方に対して、どう思われるか。これが効力があるかどうかということを明言してもらいたいのではありません。

○淺井政府委員 それに効力があるかどうかという法律問題は、私ここで御即答申し上げかねますが、その徳島市におきまして、そういう公務員が罷免せられたということは、私はたいへん遺憾だと思つております。これにつきましては、直接人事院が徳島市に對して云々ということはいしたして、若しん。しかしそれにつきましては、若しの努力をいたしたと思つておるのでござい。ます。

○徳田委員 官房長官はどう思ひます。そういう方に対して、あなた方は首切りの奨励がど／＼地方にも及んで行つて、無法無体な首切りをしておる。政府はどう思ふのです。これは地方自治法違反なんです。どうするんです。官房長官答えてください。

○佐藤(榮)政府委員 徳田委員のお尋ね、実は私個人のことを考えておりました、先ほどのお話十分承つておらなかつたのであります。どうも大事なお話のような――整理の問題のようでお話、十分詳しく伺つた上でないかと、御答弁いたしかねます。

○徳田委員 それなら今すぐに答えることはむずかしいのであります。それから、あとで書面を上げますから、あなたの方から書面で答えてください。そうすれば明瞭になりますから……。

それではもう一つ別のことを聞きます。が、これは大事なことから、ひとつ答えていただきた。今度の寒冷地手当と、寒冷地の暖房の石炭のことであり、非常にこれは今度もえなないといふと、非常にたいへんなことになる。これに對して政府は特別に何か考へておられますか。これはこの給與法案と非常に関連のある問題であります。給與法案ではそういうものを認めておられますが、政府は一体どうしますか。

○佐藤(榮)政府委員 寒冷地給並びに石炭手当の問題は、以前本委員会であ

つたか、あるいは予算総会であつたか、その秘密会において申し上げた通りであります。

○徳田委員 これは一時的のもので、それをやるのはともかくとして、將來この寒冷地並に薪炭料を要するところば、地域給で調整する計画はありますか。そうしないと、今年はそれで済んでも、將來こういう手当をすべてくれぬことになる、地域給の中にこれだけ毎月々増してやらない限り、解決せられない問題であります。寒さはあなた方御経験があるかもしれないけれども、私などは網走でさういふやられておる。寒冷地で火をたかせないでおくといふことは、死ぬといふことと同じである。そういう点に対して地域給で処理するお考えはありますか。

○佐藤(榮)政府委員 今御指摘になりましたごとく、この政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律が制定されますと、この法律以外の処置は一切できないことになりま

す。これは御指摘の通りであります。それで政府職員の給與につきましては、今後は人事院におきまして、十分実情を調査研究し、また時宜に應じた勸告が政府に対してあり、あるいは國會に対してあるのではないかと存じます。

○徳田委員 この点は明確にしてもらいたい。たとえば北海道のごとき寒冷地においては、普通の生活費の中に、暖房費用を地域差に入れないといふことは問題にならぬ。暖かいところと同じわけに行かぬ。この問題を單に抽象的でなしに、地域差で操作するように規定を設けるかどうか。これが私は必要だと思ふ。その点をひとつ明確に答えてもらいたい。

○淺井政府委員 人事院といたしましては、これは將來地域給として処理すべきものであらうという勸告をやつておる次第であります。

○徳田委員 さてこれを最後に打ち切りませんが、大体來年、事務員は三割、それから現業は二割、合計六十万人の首切りをすると言いますが、この首切りをどういふ層でやるか。たとえば一級官は幾ら、二級官は幾ら、三級官は幾らといふことはきまつておりますか、どうですか。

○佐藤(榮)政府委員 行政整理に關する所見は、先ほど來この委員会でお答えいたしました通りでございます。

○徳田委員 そうすると、何も無いといふことですか。

○佐藤(榮)政府委員 ただいまのところ何も具体的なものを持つていません。

○徳田委員 それでは大蔵大臣にお尋ねしますが、六千三百七十円を実施するために三割首を切る。そうすると、大

体全体のわくは、現在の給與のわくを一年に延ばして、そうして五千三百円ベースと同じようにこれを圧縮する計画ではないですか。首を切つて、人数を減らして、そうして個人の給與で少し延ばすという計画のもとに、この三割、二割を削り出しているのではない

か、そういう無法のことはいけません。○大屋國務大臣 まだ詳細には計画しておりませんが、さういふことは無いと思つております。

○徳田委員 しかしそれならばあなた方は何の職には幾ら余つて、何の職には幾ら余つてゐる。だからこれは整理するといふのでなければならぬ。それ

れでなければ合理性がない。科学性がない。ただむやみやたらにたたき切つてしまつては汽車も何も動かぬ。電車も何もめちやくちやになつてしまふ。それをあなた方の計画は何だ。どこにどう余つてゐるといふのでなく、むやみやたらに三割、二割整理するといふことは、財政上の目的のために、一つのわくに当てはめようといふのではな

いか。これが具体的だと言われるが、完全な余つてゐるといふことを言わずに、どうしてそんなことが言えるか。そのところをはつきり……

○佐藤(榮)政府委員 徳田委員にお答えいたします。政府は再三申し上げる通り、ただいまのところ具体的なものを持つていないので、具体的に何級は幾ら首切る。何級で幾ら整理するかと言われても、お答えできません。

○徳田委員 それでは私の質問はこれで打ち切ります。

○角田委員 前田種男君。

○前田(種)委員 私は年末調整金について、政府から明確に答弁していただきたい。これは野党各派の修正案が出ましたので、結論的には政府案が通過するか、修正案が通過するかわかりませんが、政府案が実行されるか、修正案が実行されるかは別として、この二つの案を対照して、年末調整金に対するはつきりした政府の方針、言いかえれば大蔵大臣は、年末調整を分割調整するといふことを明確に言つておられますので、その線に沿つた答を明確にお聞きして置きたいと思ひます。

○平田(敏)政府委員 年末調整につきましては、先ほど申し上げましたように、建前をかえるわけには参らないと思ひます。しかしながら年末差追つて

おりますので、この際ある程度便法を設けまして、概算で年末分から調整して、過不足の分は來年の最初に拂う分

から調整する。かような考えでおります。その場合におきまして政府案のごとく前拂にいたしましたのと、十二月からベースが上がる場合におきましては、年末調整について、本年の總所得を計算する場合、その所得の中に本年分として繰上げ拂いされる分が入るかどうかという問題に差があるものでありまして、その結果負担の上におきましては、さしあたり増加になるかもしれないといふことは、先ほど申し上げた通りであります。

○根本委員 この際質疑を打ち切りました、ただいま上程されました三派共同修正案について提案者の説明を求められんことを望みます。

○角田委員 根本君の動議に御異議ありませんか。

○角田委員 御異議なしと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案

政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律案を次のように修正する。

政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律

政府職員の新給與実施に關する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一條から第二十九條までを次のように改め、第三十條を第三十八條とする。

(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、別に法律で定めるものを除き、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條に規定する一般職に屬する職員(以下職員という。)に關し、その人事及び給與に關する方針の統一を図るため、昭和二十三年十二月十日附で人事院が國會及び内閣に對し勸告した給與計画を原則的に承認し、それに基づき職員の俸給、俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給與実施に關する規程の制定に關する事項を臨時に定めることを目的とする。

この法律は、職員平均の給與額(俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むものとし、これら以外の要素を含まない。)を月額六千三百七十円とする原則を確立するものとする。

2 この法律の規定は、國家公務員法のいかなる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が國家公務員法、同法に基く法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、當然その効力を失ふ。

3 第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに關する條項に従ひ國會の承認を経て定められるべ

い。

昭和二十五年三月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日)限り、その効力を失ふ。

3 第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに關する條項に従ひ國會の承認を経て定められるべ

い。

昭和二十五年三月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日)限り、その効力を失ふ。

3 第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに關する條項に従ひ國會の承認を経て定められるべ

い。

昭和二十五年三月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日)限り、その効力を失ふ。

3 第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに關する條項に従ひ國會の承認を経て定められるべ

い。

昭和二十五年三月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日)限り、その効力を失ふ。

3 第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに關する條項に従ひ國會の承認を経て定められるべ

き職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、國會によつて制定されるまで、その効力を有する。

(人事院の権限)

第二條 人事院は、この法律の施行に關し、左に掲げる権限を有する。

一 この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発する。

二 第九條に規定する俸給表の適用範圍を決定すること。

三 職員に給與額を研究して、その適當と認める改訂を國會及び内閣に勧告すること、この法律の実施及びその實際の結果に關するすべての事項について調査すること、その調査に基いて調整を命ずること並びに必要に應じ、この法律の目的達成のため適當と認める勧告を附してその研究調査の結果を國會及び内閣に報告すること。

四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の給與並びに同一級内における昇給の基準に關し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

五 勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき、國會及び内閣に同時に勧告するため、常に全國の各地における生計費の科学的調査を行ふこと。

六 新給與実施本部が給與についてなした決定に対する職員の異議の申立を受理し、及びこれを審査すること。

(実施機關)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため内閣總理大臣の所轄の下に、臨時に新給與実施本部を置く。

第四條 新給與実施本部は、この法律による給與の決定に關する総合調整及びこの法律においてその権限に屬せしめられた事項に關する事務をつかさどる。

第五條 新給與実施本部には、部長一人、次長一人及び必要な部員を置く。

2 部長は内閣官房長官、次長は大藏省給與局長をもつてあつて、

3 部員は、各省各廳において給與事務を担当する職員で内閣總理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつてあつて、

但し、これらの職員で部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

4 部長は、部務を總理する。

5 次長は、部長を助けて部務を整理する。

6 部員は、上司の命を受けて部務に従事する。

(給與の支拂)

第六條 この法律に基く給與は、第八條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない。この法律の定めるところに従ひ國庫からの現金の支拂に當つて、四十九錢以下の端数を生じたときはこれを切り捨て、

五十錢以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げ、計算するものとする。

2 いかなる給與も、法律又は人事院規則に基かずには職員に対して支拂ひ、又は支給してはならない。

3 公務について生じた実費の弁償は、給與には含まれない。

(俸給)

第七條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務條件を考慮したものでなければならぬ。

第八條 第九條に規定する別表に定められてゐる俸給表には、すべての職務の級の俸給を含むものとす。

第九條 第九條に規定する勤務時間(以下正規の勤務時間という)による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いた全額とする。

2 第十五條の規定による俸給の調整額及び第十八條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。

但し、特殊勤務手当で前條の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより俸給の一部としない。

3 住宅、宿所、食費、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給與の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令の規定に基いて支給される場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の勤務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行われなければならない職員には適用しない。

一 生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員

二 研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員

三 正規の職務上、へき地に勤務することを要する職員

四 廳舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため廳舎内に居住することを要する職員

第九條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、新給與実施本部が定める。

2 この法律の定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

一 一般俸給表(別表第二)

二 特別俸給表

三 特別俸給表(別表第三)

四 特別俸給表(別表第四)

五 特別俸給表(別表第五)

六 特別俸給表(別表第六)

七 特別俸給表(別表第七)

八 特別俸給表(別表第八)

九 特別俸給表(別表第九)

4 一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十八條、第二十九條及び第三十四條に規定する職員は、これらの俸給表を適用しない。

第十條 職員の新俸給額は、昭和二十三年十二月一日現在の俸給の月額(その月額は、昭和二十三年十一月一日現在において、改正前のこの法律並びにこれに基く政令及び規則の規定に従ひ、再計算せらるべきものとする)に對應する別表第六に掲げる新俸給額とする。

昭和二十三年十二月一日現在における職員の新俸給額は、別表第六のいづれの号俸にも該当しない場合には、直近号俸をもつてその職員の新俸給額とする。但し、その二つの号俸の俸給額のいずれにも等しく近い場合には、直近上位の号俸をもつてその職員の新俸給額とする。

2 前項の規定によつて職員が第九條の規定による俸給表の適用を受ける場合においても、その属する職務の級は、変更されない。

3 職員の新俸給が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級に相當する俸給の幅の最高額をこえる場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給を支拂うものとする。

4 前項に規定する新俸給額を受ける場合においては、職員が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

5 昭和二十三年十二月分の給與の

支給を促進するため、俸給、扶養手当及び勤務地手当の調整に關し、この法律の規定に従つてなす再計算は、昭和二十三年十二月一日から実施して昭和二十四年一月中に終了し、且つ、各職員のものらの給與に關する必要な調整は、昭和二十四年一月中に終了しなればならない。

6 昭和二十三年十二月一日から始まる給與に關しては、昭和二十三年十二月分の支給は、新給與実施本部長の定めるところにより、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）に基き昭和二十三年十二月分として各職員に支給すべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の給與の額の百分の百六十六・三に相当する額とするものとする。

第十一條 前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。

2 前項の格付は、第七條の規定の趣旨に基き、新給與実施本部長が行う。

第十二條 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長若しくは人事院総裁（以下各廳の長という。）又は各廳の長の委任を受けた者は、新給與実施本部長の定めるところに従い、職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日まで、これに基いてその支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第十三條 新たに職員となつた場合

及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに關する人事院規則が制定施行される日までは政令で定める。

第十四條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）又は國會議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十五條及び同條の規定による國會議員給與規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。

（俸給の調整額）

第十五條 人事院は、第九條に規定する俸給表の額が左の各号に規定する特殊の官職に対して適用できないと認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給表に掲げられてゐる俸給額につき適正な調整額表を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれてゐる場合においては、その官職をこの法律の規定する俸給表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定によつて調整することはできない。

一 その職務及び責任の度が、この法律に規定する俸給表のある級に相当する場合において同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所と比して、遠又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二 同一級の官職に通常含まれてゐる労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかゝる官職

2 前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。

3 人事院は、教育職員及びその他の特別の勤務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、教育職員及びその他の特別の勤務に従事する職員の俸給表その他これに關する事項につき必要と認める勅告を國會及び内閣に同時にしなければならぬ。

（扶養手当）

第十六條 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2 扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けてゐる者を扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 満十八歳未満の子及び孫

三 満六十歳以上の父母及び祖父

四 満十八歳未満の弟妹

五 不具廢疾者

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までの扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八

歳未満の子のうち一人については六百円とする。

（勤務地手当）

第十七條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤務する職員に対し支給する。

2 勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3 勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

（特殊勤務手当）

第十八條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ又は第十五條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に關する政令（昭和二十三年政令第三百二十三号）又は國會議員法第二十五條及び同條の規定による國會議員給與規程の定めるところによる。

（一週間の勤務時間）

第十九條 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十八時間を超す四十八時間を超えない範囲内において、人事院規則で定める。

2 各廳の長は、その官廳の特殊の必要に應ずるため、人事院の承認を経て、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間を超えない範囲内において、前項の規定によつて定めた勤務時間を変更し又は延長することができ。

3 前二項の勤務時間は、特に支障のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各廳の長は、特別の勤務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることができ。

第二十條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

（超過勤務手当）

第二十一條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第二十四條に規定する一時間当りの給與額に左の割合を乗じた額に相当する金額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間をこえ実働一日八時間になるまでの部分、百分の百

二 実働一日八時間をこえる部分、百分の百二十五

但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百五十

（休日給）

第二十二條 職員には正規の勤務日が休日と當つても、正規の給與を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務

した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3 前二項において「休日」とは、國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日をいう。

（夜勤手当）

第二十三條 正規の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（勤務一時間当りの給与額の算出）
第二十四條 前四條に規定する勤務一時間当りの給与額は、俸給の月額と勤務地手当の月額との合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

（俸給の更正決定）

第二十五條 新給與実施本部長は、各職の長又はその委任を受けた者が第二十二條の規定により決定した職員の俸給が第九條又は第十條の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

（審査の請求）

第二十六條 この法律の規定による給与の決定（前條の規定による俸給の更正決定を含む）に関して苦情のある職員は、新給與実施本部

長に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、前條に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各職に通知しなければならない。

第二十七條 前條第二項の決定に關して苦情のある職員は、人事院の定める手続に従い、人事院に異議の申立てをなしその決定を求めることができる。

2 前條第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは「人事院」と、「関係各職」とあるのは「新給與実施本部及び関係各職」と読み替へるものとする。

（非常勤職員等の給與）

第二十八條 委員、顧問若しくは参與の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員については、勤務、一日につき千円をこえない範囲内において各職の長が、新給與実施本部長の承認を得て手当を支給することができる。これらの職員には他のいかなる給與も支給しない。

第二十九條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第七十一号）第二條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受ける職員には、この法律の規定にかかわらず、同法に基いて給與を支給する。

（給與の額及び割合の検討）

第三十條 國會は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、總理廳統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給與に関する勧告を作成する。

（罰則）
第三十一條 この法律の規定に違反して給與を支拂ひ、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行爲を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則
第三十二條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。昭和二十三年会計年度におけるこの法律実施後の残余期間において、予算に不足があるにもかかわらず昭和二十三年十二月中にこの法律による利益を職員に與えるために、この法律の定める俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の支給に関する規定は、昭和二十

三年十二月一日から適用する。なお、昭和二十四年一月分及び二月分として各人に対し支給されるこれらの給與は、この法律の定めるところにより支給すべき昭和二十四年一月分及び二月分の各人に対するこれらの給與の額から、それぞれ百分の十七・五を差し引いたものとする。

第三十三條 昭和二十三年十二月一日以後において、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）又は國會職員法第二十五條及び同條の規定による國會職員給與規程の規定に基いて職員に支給された給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

2 政府は、昭和二十三年十二月分として職員に支給すべき給與で前項の規定により内拂とみなされた給與の額以外の残額は、これを昭和二十三年十二月中に支給しなければならない。

第三十四條 未補遺職員の給與の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十五條 職務の性質により勤務時間が第十九條の勤務時間の最高限をこえることを必要とし、且

つ、その勤務時間が俸給算定の基礎となつてゐる職務については、その勤務時間は、なお従前の例による。

第三十六條 左に掲げる法令は、これを廃止する。

政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第十二号）
昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）
明治九年太政官達第二十七号（日曜日休暇の件）
明治二十三年六月以降の年齢による最低保証給に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十四号）

2 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）及び大正十一年閣令第六号（官廳勤務時間並休暇に関する件）中この法律に抵触する部分は、その効力を失う。

第三十七條 國家公務員法の一部を次のように改正する。
國家公務員法第二十九條第五項中「第十四條」を、「第九條」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一		俸給表									
職務の級	俸給	一般俸給表									
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一級	級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
二級	級	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
三級	級	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二

職務の級	俸給	月額
一 級	一、二五〇	一、二五〇
二 級	一、一〇〇	一、一〇〇
三 級	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四 級	九〇〇	九〇〇
五 級	八〇〇	八〇〇
六 級	七〇〇	七〇〇
七 級	六〇〇	六〇〇
八 級	五〇〇	五〇〇
九 級	四〇〇	四〇〇
十 級	三〇〇	三〇〇
十一 級	二〇〇	二〇〇
十二 級	一〇〇	一〇〇
十三 級	八〇	八〇
十四 級	六〇	六〇
十五 級	四〇	四〇

別表第二

税務職員及び經濟調査官級別俸給表

職務の級	俸給	月額
一 級	一、二五〇	一、二五〇
二 級	一、一〇〇	一、一〇〇
三 級	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四 級	九〇〇	九〇〇
五 級	八〇〇	八〇〇
六 級	七〇〇	七〇〇
七 級	六〇〇	六〇〇
八 級	五〇〇	五〇〇
九 級	四〇〇	四〇〇

別表第三

警察職員、海上保安廳職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び
刑務職員級別俸給表

職務の級	俸給	月額
一 級	一、二五〇	一、二五〇
二 級	一、一〇〇	一、一〇〇
三 級	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四 級	九〇〇	九〇〇
五 級	八〇〇	八〇〇
六 級	七〇〇	七〇〇
七 級	六〇〇	六〇〇
八 級	五〇〇	五〇〇
九 級	四〇〇	四〇〇

職務の級	俸給	月額
一 級	一、二五〇	一、二五〇
二 級	一、一〇〇	一、一〇〇
三 級	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四 級	九〇〇	九〇〇
五 級	八〇〇	八〇〇
六 級	七〇〇	七〇〇
七 級	六〇〇	六〇〇
八 級	五〇〇	五〇〇

別表第四

船員級別俸給表

職務の級	俸給	月額
一 級	一、二五〇	一、二五〇
二 級	一、一〇〇	一、一〇〇
三 級	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四 級	九〇〇	九〇〇
五 級	八〇〇	八〇〇
六 級	七〇〇	七〇〇
七 級	六〇〇	六〇〇
八 級	五〇〇	五〇〇
九 級	四〇〇	四〇〇
十 級	三〇〇	三〇〇
十一 級	二〇〇	二〇〇
十二 級	一〇〇	一〇〇

別表第五

鉄道現業職員級別俸給表

職務の級	俸給	月額
一 級	一、二五〇	一、二五〇
二 級	一、一〇〇	一、一〇〇
三 級	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四 級	九〇〇	九〇〇
五 級	八〇〇	八〇〇
六 級	七〇〇	七〇〇
七 級	六〇〇	六〇〇
八 級	五〇〇	五〇〇
九 級	四〇〇	四〇〇
十 級	三〇〇	三〇〇
十一 級	二〇〇	二〇〇
十二 級	一〇〇	一〇〇

七	級	五、四〇〇	五、六〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、四〇〇	六、八〇〇
八	級	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇
九	級	七、三〇〇	七、四〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	七、七〇〇	七、八〇〇
十	級	八、三〇〇	八、四〇〇	八、五〇〇	八、六〇〇	八、七〇〇	八、八〇〇
十一	級	九、三〇〇	九、四〇〇	九、五〇〇	九、六〇〇	九、七〇〇	九、八〇〇
十二	級	一〇、三〇〇	一〇、四〇〇	一〇、五〇〇	一〇、六〇〇	一〇、七〇〇	一〇、八〇〇

別表第六
俸給の新旧切替表

号俸	昭和二十三年一月一日現在 の俸給額	号俸	昭和二十三年一月一日現在 の俸給額	号俸	昭和二十三年一月一日現在 の俸給額	号俸	昭和二十三年一月一日現在 の俸給額
一	一、〇〇〇	一九	一、九〇〇	二七	二、七〇〇	三五	三、五〇〇
二	一、一〇〇	二〇	二、〇〇〇	二八	二、八〇〇	三六	三、六〇〇
三	一、二〇〇	二一	二、一〇〇	二九	二、九〇〇	三七	三、七〇〇
四	一、三〇〇	二二	二、二〇〇	三〇	三、〇〇〇	三八	三、八〇〇
五	一、四〇〇	二三	二、三〇〇	三一	三、一〇〇	三九	三、九〇〇
六	一、五〇〇	二四	二、四〇〇	三二	三、二〇〇	四〇	四、〇〇〇
七	一、六〇〇	二五	二、五〇〇	三三	三、三〇〇	四一	四、一〇〇
八	一、七〇〇	二六	二、六〇〇	三四	三、四〇〇	四二	四、二〇〇
九	一、八〇〇	二七	二、七〇〇	三五	三、五〇〇	四三	四、三〇〇
一〇	一、九〇〇	二八	二、八〇〇	三六	三、六〇〇	四四	四、四〇〇
一一	二、〇〇〇	二九	二、九〇〇	三七	三、七〇〇	四五	四、五〇〇
一二	二、一〇〇	三〇	三、〇〇〇	三八	三、八〇〇	四六	四、六〇〇
一三	二、二〇〇	三一	三、一〇〇	三九	三、九〇〇	四七	四、七〇〇
一四	二、三〇〇	三二	三、二〇〇	四〇	四、〇〇〇	四八	四、八〇〇
一五	二、四〇〇	三三	三、三〇〇	四一	四、一〇〇	四九	四、九〇〇
一六	二、五〇〇	三四	三、四〇〇	四二	四、二〇〇	五〇	五、〇〇〇
一七	二、六〇〇	三五	三、五〇〇	四三	四、三〇〇	五一	五、一〇〇
一八	二、七〇〇	三六	三、六〇〇	四四	四、四〇〇	五二	五、二〇〇
				四五	四、五〇〇	五三	五、三〇〇
				四六	四、六〇〇	五四	五、四〇〇
				四七	四、七〇〇		
				四八	四、八〇〇		
				四九	四、九〇〇		
				五〇	五、〇〇〇		
				五一	五、一〇〇		
				五二	五、二〇〇		
				五三	五、三〇〇		
				五四	五、四〇〇		
				五五	五、五〇〇		
				五六	五、六〇〇		
				五七	五、七〇〇		
				五八	五、八〇〇		
				五九	五、九〇〇		
				六〇	六、〇〇〇		
				六一	六、一〇〇		
				六二	六、二〇〇		
				六三	六、三〇〇		
				六四	六、四〇〇		
				六五	六、五〇〇		
				六六	六、六〇〇		
				六七	六、七〇〇		
				六八	六、八〇〇		
				六九	六、九〇〇		
				七〇	七、〇〇〇		

○角田委員長 よつてこれより修正案
提出者の趣旨弁明を許します。松澤
君。
○松澤(兼)委員 赤松君が各派の共同
提案者になつております。印刷物がた
だいまできて参りまして、お手元に差
上げてあるわけでありまして、もはやこ
の時期になりましては、詳しく政府案
と共同修正案とを比較して申し上げる
こともどうかと思うのであります。と
言いますことは、最初政府が出してお
りまして五千三百三十円ベースの、政
府職員に対する法律案につきましては、
私も種々なる意見を持つていたので
あります。しかし御承知のように野党
各派におきまして共同修正の案が持ち
上りまして、一週間以上にわたつて、
主として人事院が国会及び内閣に対し

勧告いたしました案を中心として、私
どもはさらにこれより進んだ案を用意
して参つたのであります。特に私ども
はこの人事院の勧告案より進んだとこ
ろと申しますのは、少くとも実施期日
を十二月一日にする。また地域給につ
きましては、人事院勧告を訂正いたし
まして、さらに勤務地の問題につきま
しては、各方面に相当の問題がありま
すので、人事院をしてこれに対する研
究調査をなさしめ、成案を得たならば
国会及び内閣にこれを勧告せしめて、
国会が中心となつて勤務地手当の問題
の、根本的な、合理的な解決をはかり
たいと考えているのであります。また
実物給與の問題につきましても、先ほ
ど話がありましたように、予算及び法
令で定められております実物給與は、
給與から差引かないといふことにいた
したのであります。さらに、教育職員
は、すでに法律によつて特別の俸給表
をつくるということが規定せられてい
るにかかわらず、今日まで教育職員に
対する特別俸給表といふものはできて
おらなかつたのであります。この教育
職員その他特別勤務者に対する別個の
法律案を十分に検討いたしました。將
來特殊の職務に従事しております職員
に対しましては、特別俸給表をつくり
たい、こゝろいふ考えを繰り込んでい
るのであります。扶養手当につきまし
ては、人事院勧告案をさらに訂正いたし
まして、本給、勤務地手当、扶養手当
その他において、一貫した、合理的な
体系をつくらうと考へたのでありま
す。ほば私どもの案が固まりましたと
きに、政府では、これまで頑強に固守
しておりましたところの五千三百三十
円という案を放棄いたしましたして、六千

三百七十四円案を採用しようと考えたの
であります。しかも私どもが毎日苦勞
をしてつくりましたこの案のほとんど
大部分を政府案に盛り込みましたため
に、今日では政府案とわれわれの間に
は、大して懸隔がないという結果に相
なつたのであります。ただしその区
別を求めますならば、最もこれは重
大なところであるのであります。実
施時期を、われわれは給與の点につ
いては十二月一日よりこれを実施する
としたのであります。また給與の月
別計算におきまして、御承知のように
政府の案とは相当の開きがあり、先
ほど来問題となつた手取りの問題に
つきまして、われわれの考へておりま
すところの案の方が、確かにすぐれて
おるといふ考へを持つておるのであ
ります。さらに給與の切りかえに關し
ますところの給與の支拂ひの保障であ
ります。この点につきましては、十二
月の給與は必ず十二月中に支給しな
ければならぬといふ一項を入れたので
あります。給與がせつかく法案の通過
によつて六千三百七十四円という基礎が確
立したにかかわらず、政府が種々なる
事情やもしくは怠慢によつて、その支
給が十二月より來年に入ることとわれ
われとしては十分心配いたしました。必
ず十二月中にこれを支給しなければ
ならないといふ規定をここに挿入した
のであります。さらに、勤務時間の最
高限を越える勤務につきましては、政
府案にこれが盛つてあるのではありません
が、私どもの案はこれを省いているの
であります。

これを要しますのに、私どもがこの
修正案をつくりましたその根本的な理
由は、政府が最初提出いたしました五

千三百三十円のベースによる俸給の切りかえにつきましては、その案が何ら具体的、科学的、合理的な根拠のない、まことにその場限りのものであるということに、私も非常に不満を持つたのであります。少くとも政府職員の團結権あるいは団体交渉権、団体行動権が制限されているこの事実にかんがみまして、政府は政府職員に対する福祉と利益について十分な保護を與えなければならぬ義務を負わされてゐるのであります。私も、國家公務員法の改正にあたりまして、給與の予算とは一体不可分であるということを中心として参つたのであります。しかるに政府は可分であるかのごとく強弁いたしました。國家公務員法がよりやく議會を通過しようとする先月の二十九日に、形ばかりの予算を提出いたしたのであります。しかもその給與法案というものは、本月に入つてからようやくわれ／＼の手に配付せられてゐるのであります。その法案の内容のずさんであることは先ほど申し上げた通りであります。少くとも私も、人事委員会あるいは人事院といふものが、法律の根拠に立つて設立されたものでありまして、人事院が政府職員の給與の問題について責任を負ひ、政府に対して給與をし得るというその権限を十分に生かしまして、この給與を尊重することが、政府及び國會の最も大切な権限であると考えまして、この案を中心として検討した参つたのであります。ここに私も新しい給與制度の確立の一つの土台をつくり上げたのであります。國家公務員法によりますところの、ある意味における各種の行動の制限が、この給

與制度の確立によつて、幾分でもカバーできることがありましたならば、私ももとしましてはまことに幸いであり、かつまた、かくのごとき合理的な給與の基礎というものをより上げることも、將來のわが國における民主主義的な運動の、一つの重大なキーポイントになるということも私も考えてゐるのであります。從來大藏省、あるいは給與局、あるいは主計局、こういうところにおいて、自分たちが金を持つておるということのために、官僚制度を温存せられて、高級の者に厚く、下級の者に薄いというでたらめな給與制度というものが、今日まで行われておつたのであります。これは根本的にわれ／＼は解消をいたしまして、下に厚く上に薄いという合理的、科学的な給與の制度を確立する、これがわが國における民主化の最も大きな目標であり、これをもつて從來から支配的でありましたところの、封建的官僚主義に対する一つの打撃をいたしたいと考えておるのであります。

以上の理由によりましてわれ／＼は共同修正案を提出いたしました次第であります。委員各位におかれましては、十分両案を比較されまして、少くともわれ／＼は政府案よりすぐれておると考えております共同修正案に御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○赤松(男)委員 この際議を提出いたします。ただいま野党側から提出いたしましたいわゆる修正案は、大体先般の政府の提出法律案に対する質疑等と関連いたしましたので、大体そつと点で明確になつておると思つてございまして、この際質疑を打切つて、た

だちに討論に入られるよう要望します。

○根本委員 野党三派の修正案は、ただいまこの席で上程されただけであります。この問題につきましては各党ともおの／＼黨議にかけて、これを決定しなければならぬものであります。わが党におきましては、これはただいまここに列席しておる委員だけが承知したのであります。これを黨議にかけるために、この際約一時間の休憩をお願いしたいのであります。

「採決々々」と呼び、その他発言する者あり。

○角田委員 赤松君の動議に御賛成ありませんか。

「異議なし」「異議あり」と呼び、その他発言する者あり。

○角田委員 赤松君の動議に御賛成の方は御起立をお願いします。

「賛成者起立」

○角田委員 起立多数。よつて質疑は打ち切りました。

この際……

「討論だ／＼」と呼び、その他発言するものあり。

○角田委員 これより原案及び修正案を一括議題として討論に付します。討論は討論通告の順序によつてこれを許します。淺利三郎君。

○淺利委員 私は民主自由党を代表して、政府原案に賛意を表するものであります。

第一にこの野党修正案なるものはただいま上程されたばかりでありまして、詳細にこれを検討しておりません。これに対して比較検討して精密なる批判を下すことの余裕を持たないのを遺憾とするのであります。しかるにその時間と與えずして、ただちにこれを討論に付するということにつきましては、われ／＼の立論の基礎において、はなはだ遺憾の点が見出されると思つてであります。

ただただいま提案者の説明及びこれを散見的に拜見いたしますと、政府案と野党の修正案は、大体においては接近いたしております。しかしながらその一、二異つた点を見ますと、勤務時間の点においては、政府案におきましては一週間四十時間を下らず、四十八時間を超えざる範圍において、勤務時間を政令をもつて定める、こうなつておりますが、野党修正案においては、從來の慣行によつてやるということとであります。人事院案の本来の趣旨は、公務員の勤務の能率をあげることに一つの主眼があり、またこれが一般の民間勤労者との時間上の均衡において、ひとり官吏だけが短時間において勤務して、相當の額を支給されるという不均衡を是正するところの、理論的根拠に立つておると思つてあります。ただこれは一方におきましては公務員の給與の利益の点から見ますれば、野党の修正案はまたこれを是認してもよろしい点があるものであります。ここにただわれ／＼が疑いを持ちますことは、給與の予算は、總額において二百六十二億円のわくが設定されております。もしこの勤務時間を從來の慣例によつて、一週三十三時間ないし三十六時間を基準に置きましますと、結局超過勤務手当が非常に高額に支出されなければならぬ。そつといたしますと、これを大体において計算いたしますと、三十億円の不足額がそこに生じて来るという見当がつくので

あります。この予算との調節をいかにするか。ただ法律の上においては、こういう公務員のために利益になる目標をかかげましても、この実施の上においては、予算の制約のために、結果においてはあるいはこれらの実現不可能にあつて、結局において四十時間以上にならなければならないというやうな場合も生ずると思つてあります。これらについては野党の方々が、予算の面においてどういふふうに考えておるか、そつと点についてわれ／＼は多大の疑問を持つておるのであります。またそのほかの点におきましては野党の修正案は、超過勤務時間の一時あたりの支給割合、その他においてあるやうであります。これを要するに大体において大なる差異はないのでありますけれども、われ／＼といたしましては、この予算の總額をわくに制限されております。また支給時期におきましても、政府案においては一月一日を目ざしております。野党の修正案は十二月一日をもつて実施期間としておりますが、十二月としますと、自然税の年末調整の上において差引かれる額が多くなりまして、結局この年内におけるところの公務員の収入は、かえつて減るといふ結果も生ずるのであります。それらの理由をいろいろ勘案いたしまして、私も野党の修正案に反対し、政府の修正案に賛成の意を表するものであります。

○角田委員 菊川忠雄君。

○菊川委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案の野党議派の修正案に賛成をいたします。私が賛成をいたしますところの理由は、政府案とそれに対する修正案を比べてみま

す場合において、重要な相違点が二点あるのがありますが、その二点を中心に見ます場合において、いずれも野党側の修正案がきわめて合理的であるといふ点にあるのであります。

その第一の点は、修正案で申しますれば、附則三十三條におけるところの支給の方法であります。これに対しては先ほど質問の際にも申し上げましたように、政府は一月一日から六千三百七円ベースをもつて支給するといふのであります。修正案は十二月一日から六千三百七円ベースをもつて支給するといふのであります。この二つを比べてみます場合において、最も重要な点は、これによつて十二月一日から、明確に六千三百七円ベースといふ給與水準が確立する点であります。このことは單に官公廳の従業員の諸君の給與が、十二月一日から水準を明確にするというばかりでなしに、民間の今日起つておりますところの各般の争議に對し、あるいは民間の今後の労働問題に對しても、明確な基準を示すことになると思ふのであります。この点はもちろんなれど、官公廳の給與水準が上る結果、これが民間給與水準を高めることになるのは断じて考へておられません。この六千三百七円ベースの算定の基礎といふものは、あくまでも一方においては理論並びに實際の生計費を基礎としておりますけれども、一方におきましては、國民の所得の水準を基礎として決定をされてゐることは明瞭であります。従いまして國民所得の水準において、その最低限を與えたものが、今日の官公吏の給與水準でありますから、このことは言いかえするならば、國民の水準にお

いて官公吏の最低生活を確保する。そしてできるだけ家計の赤字を解消する。こゝいふ方針に出るのであります。でありますから、このことが逆に民間給與を刺激するといふことにはならないのであります。であるにもか

わらず政府は、この六千三百七円ベースを十二月一日から一月に延ばすことによりまして、当面起つておりますところの重要産業の争議、こゝいふものにつもつて臨もうとするところの方針が見えるのであります。かようなことをもつていたしなすならば、当面の重要産業の争議は解決しない。のみならずかりに一時的な便法をもつて解決いたしましたとしても、根本的には解決いたしておりませんから、來春以後においてより大きな波紋を起すことは明瞭であります。かような民間における紛争と、この給與ベースの両方をかけ合せてやつてゐるという点をみます場合においては、この結果といふものは、ひいては大きな産業上に影響をもつといふことを恐れるのであります。さういふ点から考えましても今日六千三百七円ベースを、この十二月一日から実行するといふことは、きわめて妥當であると考えるのであります。さらに今日われわれが差迫つております内外の情勢を考えます場合において、少くともこの給與水準が、十二月一日からすでに現実に実行されてゐるという点を法案の上において示しますことは、これがややもすれば官公廳の、年末を控えてゐる／＼の不安の中にあります際に、一つ、一つの安定感を與えるところの材料になるといふことを考へるのであります。いんやこの給與の結果か

らみますならば、先ほど政府案を支持されるところの御意見の中にもあつたよりであります。たとえば十二月年末調整を對象として考へた場合において、なるほど当面二百八十円ほどの手取りが殖えるかのやうでありますけれども、しかしこれらのことは、個々の額にいたしますれば、きわめて僅少であります。かような程度のことでは、実はこれを他の方法をもつてやりくりし得るところのものであります。それよりも重要なことは、この三月までの全体の通じまして、それに上まわるところの三百八円といふところの増収がある。こゝいふところを考へまして、こゝいふことのみをもつて、そしてこの十二月一日から、あるいは一月一日から、みんな支給するものであるかといふやうなことを論断すること、材料にはならぬとわれ／＼は考へるのであります。私もそれはさういふ点におきましてわずかの相違でありますけれども、今日精神的に大きな効果を持つておるといふことを考へますがゆゑに、この十二月一日から実施する。それに伴つてその月割の方式が多少かわつて來るといふことにつきましては、やむを得ないのであります。われわれはこれを妥當と考へる次第であります。

次に政府案と修正案の違ひは、政府案におけるところの三十二條、すなわち四十八時間以上を超えて現在勤務をしておるものを、そのまま慣例として認めるといふ規定であります。これは修正案においては削除をいたしております。このことにつきましては先ほど私が質問の際にも申し上げましたことと、十九條において現に四十八時間

制を厳格に守るといふ方針をとりながら、しかも一方においてかような抜け道を置くといふことは、法の建前からいたしまして、きわめて不徹底であります。のみならずこのことは、今日日本が新しいところの労働基準法をもつて立ち上り、將來の國際的市場に對処しようとする場合におきまして、労働の部面においてもまた國際的信頼を得るところの態勢をとらなければならぬのであります。われ／＼はかつて昭和八年、九年のころにおきまして、日本の紡績産業が海外に發展をいたした際に、その製品があるいはランカシアの市場を襲つた。そゝいふ結果諸外國から、いわゆる日本商品排斥のソーシャル・ダンピングの運動が起つたことは、今日なお記憶に新たなのであります。そのときの理由は、實際の理由がどこにありましようとも、社會的に世論となりまして大きな根拠といふものは、日本が長労働時間、低賃金をもつて、いわゆるソーシャル・ダンピングをやつておるといふことが、日本商品排斥の根拠であつたのであります。われ／＼は今後世界に對して輸出とし、貿易國として立とうといたします以上は、どうしてもこの基準だけは絶対に守らなければならぬところの基準なのであります。しかるにこれが今日の政府案においてあるといふことは、はなはだもつて今日の時代逆行的なものであるとして、われ／＼は遺憾とする次第であります。でありますからこの点につきましては、いかなる困難がありましようとも、この原則だけは確立しなければならぬ。そのためにはこの三十二條といふものは、絶対に容認のできない條項であるといふことは考

えるのであります。いんやこのことによりまして、いづれ將來政府が企てるであろうところの行政整理におきましても、必ずやこゝに抜け道を見出すことは必然であります。今日労働基準法を明確に実施し、そして眞に科學的な、そして民主的な、能率的な管理をいたそうといたしますならば、どうしても四十八時間の限度において行われなければならない。これをこのまま、置いておきまして、しかもそれに手を加えないで行政整理をやるやうといふやうなことは、断じてわれ／＼は容認することができないのであります。こゝいふ点からいたしまして、この條項に對しましては、修正案はこれを削除いたしてゐるのであります。この点につきまして先ほど民自黨の政府案賛成の意見を聞きますと、超過勤務手当がこのために非常にかさむ、それが約三十億に達するであろうといふお話を伺つておるのであります。ところがこのことは給與予算と関連して、非常に困難を來しはしないかといふお話であります。これは御承知のごとく、給與予算はここにありますところの俸給と、そして扶養手当と、地域手当と、それに特殊勤務手当、これを含んだものが給與予算の全額であることは言うまでもないのであります。その額を押えて追加予算内におきましての事務処理でありますからして、そのわくとしてそれ以外の超過勤務手当といふものは、別個の財源であることは私が言うまでもないのであります。でありますからこの超過勤務手当は、当然これは事業場に附随し、それ／＼の必要に應じて取組まれておるところの予算であります。これがいかに増加す

ども、正月一日から六千三百七十四円をく
れる、あるいは十二月一日から六千三
百七十四円をくるといいますが、それ
が三千七百九十一円との差というもの
は、わずかに二千円か二千五百円しか
もらえないのであります。去年の暮れ
においては、二・八箇月の年末の補給
金をもらつておるのであります。今年
はベークが高くなつたといつても、物
價その他が非常に高騰しておりますた
めに、去年の二・八箇月に比べて、今
年わずかに二千円なり二千二・三百円
の増額がありまして、この年の暮れ
は労働者は実に暮れないのでありま
す。私自分の話をいたしましたのは済み
ませんけれども、私も一箇の労働者上
りとして、わずかにこの歳費のみに
よつて、私はこの生活をし、函館に
家族の生活をさせておるのであります
が、その家族の近くにおる鉄道職員が
石炭が買えない。配給物の五百円か六
百円の出す金がないと言つて、私の家
内のところへ来るのであります。そ
こでない金を五百円か六百円二三人に
預けてやる、そうするとその人たちは
は、給料を二回にもらつてゐるのだす
が、そのときにその借りた五百円なり
三百円の金を私の家へ持つて参りまし
て、給料をもらつたのでこれだけ持つ
て来ましたがとつてくだささい、しか
しこれをもう一度このままお預かりで
きませんかというものが、今年の七、八
月から現在に至るところの姿である。

月に借り越してこようという案に至つ
ては、とうていこれでは食えないので
ございませう。非常にさんたんたる光景
であります。現在も院外においてある
省へ千人くらの労働者が集まりまし
て、今晩がそのきまる最中だというわ
けで、非常に悲痛な形でやつて来てお
ります。それはいつもの悲痛な形と違
つて、何とかして一日も早く金がほし
いという、そういうことなんです。こ
この新館に十人ばかり集まつて、ある
省の役人をつかまえていろいろやつて
おります。それも元のデモのように、
がん／＼やるんでなくて、どうしてく
れるかといふことであります。今日こ
れを賛成するわけに行きませんのは、
政府案にきまりまして、野党案にき
まりまして、この現実の窮状にはち
つともかわりはない。かわりがないな
らば、それにはほんとうにこの七千三
百円が正しくて、これではなければ食
えないという一ページを、この議会の速
記録の中に残して置きたいという念願
なのであります。もちろん彼らも七千
三百円がほしいと言つておりますけれ
ども、現実においてそれを言わない
で、今でも二千円でも三千円でもほ
しいというほど困窮しておる。もう少
しゆとりがあつたら、彼らは七千三百
円の旗を立てて、ここに押し寄せて来
てありませう。しかしそれさえ力が
なくなつておるといふことを考えてい
ただいて、あなた方はこの予算を盛る
時分に、野党から攻め立てられて、こ
の六千三百円案をにわかにつけて来た
という失敗をうけることをなさらない
で、よくこの事情を考えてくだささい。
公務員法で争議もできない、ストライ
キもできない。政令二百一條で地方公

務員はしる。そうして家庭が困窮の
どん底に陥つてどうすることもできな
いときに、議院に訴えて来ようといふ
ば、選挙の投票だけの権利はあるけれ
ども、議院に、合法的に、われ／＼の
主張を主張すべく、町で闘うべきさ
公務員から奪つてしまつておる。訴え
るに所なしというものが、今の全官公
の姿ではないか。私たちだけでもいい
から、この席上で、七千三百円、これ
でなければ食えないのだといふこと
を、こゝで言わなければならぬ。これ
は全官公が今少しでも金がほしいか
ら……。そうして七千三百円を主張し
得ない人もあるかわりに立つて、私は
これを主張しなければならぬ。そう
いう意味において、私はこの法案をこ
れだけまでに仕上げられた努力に對し
て敬意を表しますけれども、私はそう
いう意味において、この同法案には絶
對反対いたします。

○角田委員長 相馬助治君。
○相馬委員 私は第一議員クラブを代
表して、政府原案に反対、野党各派連
合提出の修正案に賛成の意見を申し上
げます。最初われ／＼をして言わしむ
れば、ほんとうにぎり／＼一ぱいの最
低線であると思われるところの人事院
の勧告、すなわち六千三百七十四案す
無視して、五千三百三十円で食えるの
だとうそぶいていた態度を、がんとし
てかえなかつた政府が、いわゆるこの
たび諸般の事情に押されて、政府の修
正案、すなわち現在の政府原案になつ
たといふことに對しましては、その努
力に對してこれを認むるにやぶさか
ありません。しかしこれははつきり申
せることは、民自党とかあるいは現政
府の方でなくて、あつて野党各派の、
眞摯なる努力であつたといふことを、
ここに銘記すべきだと思つてあります。
す。そういう観点から申しまして、
私は野党各派提案の修正案が、つばな
ものである、満足なものである、こ
う申すのではありませぬけれども、比較
しての問題として、この方がより合理
的であることを認めるものでありま
す。ただいま館君がある大演説をなさ
しました。まことにその通りでありま
す。その通りであります。がゆゑに、
私はこの際一切議論を抜きにして、率
直に、素朴に、現在年末を控えた國家
公務員の多数の者が生活苦に悩んでお
るといふ、かかる現実から推しまし
て、次の機会により、妥當なる根本的
修正をなすべきであるといふことを、
お互いが心から確認し合うことによつ
て、本案に、すなわち野党各派連合の
修正案に賛成するのであります。

特にこの際私は声を大にして申さな
くてはならないことは、今日まで在昔
日をむなしゆりして、本日ここに本案
の審議が完了するといふこの現実を見
るときに、私は最高の權威を持つと言
われておるところの、この日本の國會
のなさけなきをしみ／＼と思ひます。
そうして敗戦日本の國會議員というも
のが、まことに無力であるといふこと
を、國民の前に私は痛烈に恥じます。
かかる観点に立ちまして、私も第一
議員俱樂部は、政府原案に反対し、そ
うして近い將來においてなほ一層努力
するであらうといふことを誓ひなが
ら、野党各派連合提出の修正案に賛成
を表するものであります。
○角田委員長 徳田球一君。
○徳田委員 私は共產黨を代表しまし
て、政府の修正案はもちろんのこと、
野党の修正案も徹底的に反対するもの
である。共產黨は金があるからだ」と
呼ぶ者あり。共產黨は金があるかない
かは別の問題であつて、この法案は、
どだい公務員法で公務員の権利をまつ
たく剝奪して、おりの中へ入れてい
る奴隷たようにして、おいて、そうして
この案でもつて、この給與でもつて一
体食えるかどうか、絶対に食えはせ
ぬ。(「共產黨はそればかり言う」と呼
ぶ者あり)そればかり言うと言つて
も、食うといふことが大事である。食
うことなしにどうして生きるのだ。死
んでよくすることはできない。死なな
い前によくしなければならぬ。現に
死につつある。死につつあるから、ち
やんと労働者の主張するように、八月
から七千三百円、手取りでなければい
かぬ。そうしてこの年末には調整があ
るために、どうしても二・八の補給金
はとらなければだめだ。正月の配給で
も何でも、こんなものでもとればしな
い。(「共產黨は正月ははいらないのだろ
う」と呼ぶ者あり)共產黨だらうが何だ
らうが、生きておる人間である以上、
正月をするのはあたりまえである。何
で悪いのだ。よいいなことを言うな。
そういう点において、この給與案とい
うものはまったくこれは奴隷給であつ
て、人間らしい給料ではない。しかも
この給與法案が最も愚賢であるのは、
一方において徹底的に労働強化をし、
他方においてはとき至らばいつでも現
物給與を削り得る、そういう建前にな
つておる。法律と予算と削りさえすれ
ば、いつでもこれは現物給與を今のあ
れでなしに、これを給料に切りかえ
ることができるのである。そも／＼わ
れわれの生活においては、社会的な施

設によつて、でき得る限りこの生活を豊かにすることが必要である。しかしながら現物給與といふ、その他といふ、これは一つの社会的な保障であり、これがよく／＼ますます／＼多くなればなるほどよい。そういうことが社会進歩の原則である。そういうものを取去るといふことは、社会的な発展の方向から言へば、これは逆行するものであり、非常に反動的である。そういうことをおくめんとなくこの給與法案に出すに至つては、民主主義を徹底するとか、完遂するとか、そういう言葉は泣いてしまふ。そんなばかげたこととはあるものではない。一方において社会保険が要求され、そして失業保険も含むところの社会保険と一般に言つて、社会的な福利を増進することが要求されながら、ここでは逆の方向が現われておるといふことは、いかにこの給與法案が反動的であるかを示すものである。

さらにわれ／＼が言うておかなければならぬことは、勤勞所得税の今の方式といふものは、給料が上れば上るほど果進的に上るそのために、この勤勞所得税を廃止しない限り、單に名目的に上つてもいくらもよくならない。物價が上る。これは給料を上げなければならぬ。そのとき詰つてくるのは勤勞所得税である。この年末の調整あるのも勤勞所得税である。正月に詰るのも勤勞所得税である。しかもこの勤勞所得税は、われ／＼が食う前に給料の中から取去つて、さあお前たちはこれで食え。死のうが生きようがかまわぬ。こゝろの悪税がどこにあるか。これは世界一の悪税である。この悪税を伴うこの給與法案に対しては絶対反対しな

ければならぬ。そういうものは一刻も早く撤廃することを条件として、給與法案といふものはつくられなければならないが、それにもかからずこれには一指も触れていないといふことは、この給與法案がいかに反動的であることを明確に示しているものである。

さらにこの給與の非常な劣悪であるのは、政府が十一月から給與を上げねばならぬといふことを認めておきながら、この給與法案は十二月もしくは一月から施行されるようになってゐる。政府でさえそう認めてゐる。六千三百七十四に上げるならば、なぜ十一月から上げないか。われ／＼の主張から言へば八月から上げべきである。それがだんだんずれてゐる。従つて総額はちつとも違はない。このやり方から、やがて来るべきものは、財政上の必要から賃金を上げることに首切りが必ず始まるというところである。現にこの六千三百七十四の賃金は、きつとこれは首切りが伴う。民自党が言うてゐる。これは六十万人の首切りをやする。この給與と必ずくつゝつて首切りをやする。たとへば、これは野党の修正案によつて幾分かよくなるという。これが九億とい

い、あるいは十億というけれども、これをさへ予算を増加せざるやるといふ。それは何であるか。首切りである。首を切つて、これだけのものを整理してやるといふ、そういう氣持がちゃんとある。そういう條件がこればかりつづいてゐる。だからこの給與法案は、同時に首切り法案であることは明確である。だからわが党は絶対に反対する。わが党は労働者諸君が支持してゐるところの、七千三百四十手取り八月から、しかもこれをスライズすべし。

二・八の年末給與は必ずこれを支給すべし。首切りは絶対相ならない。労働強化も相ならない。従前通り一切の既得権はすべてこれを確保して、この権利伸張せしめることにおいてのみ、初めて労働者の生活は保障され、日の経済の復興を保障し、世界平和を保障するものである。かくのごとくして、食えないことを強制するものは、経済を復興するものではない。経済を破壊するものである。そういう意味において、わが党は絶対これに反対するものであります。

午前四時十分休憩

午前四時十分休憩

午前四時十分休憩

午前四時十分休憩

午前四時十分休憩

午前四時十分休憩

すが、御異議ございませんか。
○赤松(男)委員長代理 御異議なしと認めます。それではこれより私が委員長の職務を行います。
これより採決を行います。赤松勇君外四名提出の共同修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○赤松(男)委員長代理 起立多数。本修正案は可決されました。よつて政府原案は本修正案の通り修正議決せられました。
この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條によりまする本案に関する委員会報告書は、先例によりまして委員長及び理事に御一任を願いたいと思ひますが、これに御異議はありませんか。

○赤松(男)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて委員長及び理事に御一任をいたたくものと決しました。本日はこれにて散会いたします。(拍手)
午前五時五十六分散会

〔参 照〕
政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊に一括集録〕

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊に一括集録〕